

衆議院 第七十七回国会 經濟産業委員会 議 録 第十一号

平成二十三年五月二十五日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 田中けいしゅう君
理事 石関 貴史君
理事 楠田 大蔵君
理事 近藤 洋介君
理事 西村 康稔君
理事 泉 健太君
理事 金子 健一君
理事 川島智太郎君
理事 京野 公子君
理事 熊田 篤嗣君
理事 齋藤やすのり君
理事 白石 洋一君
理事 平 智之君
理事 高松 和夫君
理事 橋本 勉君
理事 山本 剛正君
理事 吉田おさむ君
理事 近藤三津枝君
理事 橋 慶一郎君
理事 額賀福志郎君
理事 稲津 久君
理事 山内 康一君

北神 圭朗君
後藤 斎君
谷畑 孝君
佐藤 茂樹君
緒方林太郎君
川口 博君
木村たけつか君
櫛渕 万里君
齊木 武志君
柴橋 正直君
杉本かずみ君
高井 崇志君
中山 義活君
花咲 宏基君
湯原 俊二君
梶山 弘志君
高市 早苗君
西野あきら君
望月 義夫君
吉井 英勝君

政府参考人 (経済産業省大臣官房政策 宮本 聡君
評価審議官)
政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ 横尾 英博君
ガス事業部長)
政府参考人 (資源エネルギー庁原子力 寺坂 信昭君
安全・保安院長)
政府参考人 (資源エネルギー庁原子力 黒木 慎一君
安全・保安院審議官)
政府参考人 (中小企業庁次長)
参考人 (原子力安全委員会委員長) 班目 春樹君
参考人 網井 幸裕君
経済産業委員会専門員

委員の異動

五月二十五日

辞任

川口 博君

齋藤やすのり君

田嶋 要君

同日

辞任

泉 健太君

金子 健一君

高井 崇志君

同日

辞任

京野 公子君

湯原 俊二君

五月二十四日

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第 補欠選任
四五号)(参議院送付) 川口 博君
不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣 齋藤やすのり君

提出第四六号(参議院送付)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第 四五号)(参議院送付)

不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣 提出第四六号)(参議院送付)

経済産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○田中委員長 これより会議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として原子力安全委員会委員長班目春樹君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室長北川慎介君、経済産業省大臣官房政策評価審議官宮本聡君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長横尾英博君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院長寺坂信昭君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官黒木慎一君及び中小企業庁次長豊永厚志君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。齋藤やすのり君。
○齋藤(や)委員 被災地宮城県衆議院議員の齋藤やすのりと申します。

福島原発の問題から質問させていただきます。福島原発の問題というのは、実は、隣の私の住む宮城県でも深刻な影響を及ぼしています。今地元へ帰ると、本当に感じるの、特に小さい子供を持つお父さん、お母さんたちの不安が日に日に増幅しているなというのを感じます。話を聞きますと、外で長い間遊ばせても大丈夫ですか、プールに入っても害はないのか、給食の牛乳とかおかずは検査をきちんとやっているんですかと、非常に心配されています。

これも、ちよつと情報が足りないということもございいます。福島の隣なんですけれども、まだちりとか雨の降下物の放射能の検査をしていなかったり、それから、大崎市というところでは牧草からセシウムが出たんですけれども空間放射線は観測していないとか、情報が明らかに足りない状況なんです。

こういった不安を証明するデータが一つありまして、宮城県庁にこの放射能に関する問い合わせ、それから要望が、五月の二十二日までに四千四百四十六件も来ている、そういうデータもございいます。それだけ皆さん心配されている。放射能は見えないですから、なるべく見える化が必要だと思ふんですけれども、この見える化については、私、昨日、復興の特別委員会の方で高木文科大臣に、線量計をぜひ宮城、関東の小中学校、幼稚園に支給するようお願いいたしますという形で要望させていただきました。

それから、この放射能の不安というのは、今まさに空气中を漂っているものだけではなくて、これから一体何が起るのか、そういう不安を抱えていることから、この不安というのは起きている

というふうに思います。報道を見る限り、福島原発の事故というのは、いまだ進行中と残念ながら思わざるを得ません。

そこで質問です。

福島第一原子力発電所三号機で、先々週、原子炉圧力容器の温度が上昇していた。今は下がっているんですけども、これを見ますと、非常に不安定な状況だな、圧力容器の中で一体何が起きているのか。心配なのは、この後、仮にこれをきちんとしてグリップできない、收拾できなかった場合にどのようなことが起こり得るのか。非常に聞きにくいんですけども、最悪の事態をどのように想定されているのかというのを、ぜひ、宮城県民の多くの方が国に聞いてくれということを言われたので、きょうはまずその質問からさせていただきます。よろしく願います。

○海江田国務大臣 お答えをいたします。

東京電力福島第一発電所の現況でございますが、一号、二号、三号、それから、四号は炉心には燃料が入っておりますが、その分も含めて使用済み燃料プールにたくさん入っておりますので、四号も含めて注視が必要だという認識でございます。

三号機につきましては、先ほど委員もお尋ねがありました、二週間ぐらい前、温度が上がりまして大変心配をいたしました。幸い、今、その温度が下がっております。大体百度近傍、百十度ぐらいのところでございますが、これは、今、温度が下がった原因が何であるのかということも調査中でありまして、基本的に、温度が上がった場合、それに対する対応策というのは、やはり水をかけて冷やすしかないのであります。

水をかけて冷やすと、確かにこの三号機についても温度が下がっております。これは毎日毎日、しかも、毎時間毎時間、注水の水量を、幾つか注入をする系統がありますが、その入れ方を、例えば消火系を一時間当たり六トンにするとか、あるいはこれを少し温度が上がってくると十トンにするとか、そういう形で、まず炉の温度を安定させ

るためにそうした注水を、本当に時間ごとに神経を使いながら注水量を決めている。注水がふえれば確かに温度は下がります。ただ、そうしますと汚染された水がふえるということで、この処理の新たな問題が出てまいります。

そして、今、後段で御質問のありました、このリスクと申しますか、最悪の事態はどういうことを想定しているんだということでございますが、今の状況ではその可能性は低くなっておりますけれども、最悪の事態ということであれば、一つは水素爆発でございます。

水素爆発を防ぐためには、実は窒素の封入というものが効果的でございます。これは、水素と酸素の割合を窒素を封入することによってバランスをとるということで、一号機についてはもう既に窒素封入が行われております。ただ、これもリークがございますので、注入をし続けるということをしなければいけません。二号機、三号機については、まだ残念ながらこの窒素の封入ということが行われておりません。ですから、この水素爆発の危険性は、高くなっておりますが、ゼロではありませんで、それを少しでも安心いただきためには、やはり窒素封入をしなければいけないというところでございます。

それからもう一つ、これはさらに可能性は低くなるかと思えますけれども、再臨界の話でございます。この再臨界につきましては、硼酸ですね、もととは硼素という形で、燃料棒が中に入っていたわけでございますが、それが溶けてしまいましたが、もちろん、溶けましていろいろなものがまじることによって、臨界をさせるためにはかなり計画的にと申しますか、割合なども考えた上で、まさに燃料棒の配置などによって臨界をさせやすくしてあるわけでございますが、そういうバランスが崩れておりますから、その再臨界の可能性は非常に低いわけでございますが、これに対する有効な手段として、一つは、先ほどお話をした硼酸というものが考えられますので、水を入れますとき

に一緒に硼酸も加えて再臨界の可能性を限りなくゼロに近づける、こういう努力をやっているところでございます。

あと、もし許されれば、確かに、大気中に放射性物質が飛散をしている状況はまだございます。それがどの程度毎時あるいは毎日飛散をしているのかということは、今調査をしております。真上に行きましてその線量をとっておりますので、これは間もなく公表できるかと思えます。今解析をしておりますから。

あるいは、炉の上にそれぞれ遮へいの、これはネットみたいな形になりますが、遮へいの高い覆いをつくりまして、少し時間がかかりますが、外気への、環境中への放射性物質の飛散を防ぐ、こういうことを考えているところでございます。

○斎藤（や）委員 非常にわかりやすく、明快な答弁、ありがとうございます。リスクを知ることによって安心するということもあると思うんですけど、きょう、私は、ツイッターなどで、放射能の不安のある方は大臣に直接リスクのことを聞きまして、ぜひ見てくださいという形で告知いたしました。それを見て、今大臣の答弁を聞いて、今現状はそうなのかと、非常に今わかりやすい答弁だったと思います。ありがとうございます。

ただ、今大臣がおっしゃったように、水素爆発が起る可能性がゼロではないという話をされておりました。問題は、水素爆発が起きたらなんですね、起きたらなんですか。

残念ながら、三月中旬の相次ぐ爆発事故のときに、SPEEDI、それからWSPPEEDIなどの予測データが公開されなかったということがございました。仮にこれから水素爆発、水蒸気爆発が起きたときに、SPEEDI、WSPPEEDIの予測データというのは、これは国民に公開されるのでしょうか。大臣、よろしく願います。

○海江田国務大臣 これは、当然公開をするものだと承知をしております。

○斎藤（や）委員 ぜひよろしく願います。過去の観測データじゃなくて、ぜひ未来の予測図を

爆発が起きた段階で公開していただければ幸いです。ありがとうございます。

飯館村、福島の中通りの線量が高いというのは、十五日朝に福島第一原発の二号機の圧力抑制室で爆発、破壊が起きて、大量に放射能が放出されたというふうに私は認識しております。これが塊、ブルームになって南東方面、飯館や福島方面に向かつて、夕方からの雨で落ちてきたというふうに私は認識しております。

ぜひ皆さんに資料を見ていただきたいんですけども、WSPPEEDI、これはSPEEDIの拡大版ですけども、図が出ております。これは、三月十五日の昼に出された夜の図だと思っております。風も、ごらんのように南東風が吹いていて、きちんと予測できています。政府が当初避難を求めていたのは原発から半径二十キロ圏内の住民の方ですけども、このデータがあつたわけですから、ちよつと言いくいんですけれども、飯館村や浪江の方に、もしこのSPEEDIのデータがあれば、余分な放射能を浴びせずに済んだのではないかなというふうに私は思っております。

この日は、たまたま南東風が吹いたから、たまたま雨が降ったから、飯館や浪江が残念ながらホットスポットになってしまった。風がもし別の方向に吹いていたら、別の場所が汚染されていた。これは関東だつて宮城だつて汚染されていた可能性が十分あるわけです。だから、放射能予測とリアルタイムのデータのモニタリングというのは、何が起るかかわからないこの状況の中では不可欠だということに私は思います。

これは私から一つ提言なんですけれども、特に放射性物質の予測、それからSPEEDI、こういった情報も含めて、地震が起きる前に緊急地震速報でエリアメールが飛んできますけれども、もし爆発が起きた際に、ぜひそういったエリアメールを使って住民に告知する方法が、テレビだけで

はなくて、あるんじゃないか。できれば、それが巻物のようになっていて、その中にSPED Iのデータが入っていて、何時間後には濃い部分がある。あなたの住むところに入ってきますよ、だからなるべく早く指示に従って避難してくださいよというふうな、情報公開のあり方というのがあるのではないかなというふうに私は思いますので、そういったこともぜひ今後検討していただければ幸いです。

今、放射能は目に見えない形で我々を不安に陥れているわけなんですけれども、放射能というのは、形を変えて、目に見えるものとして日本全国へ拡散するリスクをはらんでおります。

その一例が、福島県郡山市の県中浄化センターから放射性物質を含む汚泥が検出されたことです。この汚泥が、実はセメント材として関東地方のセメント工場に出荷されていた。これは五月三日、読売新聞の報道でございます。東京都でも、江東区の下水処理施設で、三月二十五日に採取された汚泥の焼却灰から一キロ当たり十七万ベクレルの放射性物質が検出されている。これらの焼却灰などが建築資材などに再利用されている。私、済みません、恥ずかしながら初めて知ったんですけれども、こういった汚泥がセメントだとか路盤材などにリサイクルされているんですね。

このようにふだんから何らかの材料としてリサイクルで使われている灰だとか汚泥の取り扱いの基準、処分方法、これは早急に確立しないと、さらに事態が悪化する、拡散してしまうおそれがあるんじゃないかと私は非常に危惧を覚えています。

これらに関して、放射性物質が含まれている汚泥、土壌の処分も含めて、国はどのような方針を持っているのか、それから、我々の日常生活の場へこれらが拡散されないようにどのような対策をこの後とっていくのかというのをぜひお聞きしたいと思えます。よろしくお願します。

○中山大臣政務官 汚泥の場合は、恐らく雨等で道路に落ちていたものが雨水として一緒に入っ

いった、仮定法ですが、このように考えられているわけです。

確かに、今お話しのように十万ベクレル以上のものもあるようでございまして、十万という基準より下のものはまだいいんですが、上のものについては、保管所であるとか、今言ったような、いろいろな、道路のものに使ったり一つの製品にしたり、または、セメントと混ぜるとか、そういうようなことには一切使わないように一定の基準は設けてやっております。それは、一応十万という形にはなっておりますが、できる限り危ないものはまず保管をしておく、いろいろな答えが出るまでにまだ表に出さないというのが基本的な考え方でございます。

○斎藤(や)委員 政務官、ありがとうございます。その汚泥の管理についても、皆さんは、この後、放射能の物質を含んだ汚泥だとかの廃棄なども考えられると思うんですが、その管理もぜひよろしく願います。

本当に、子供を持つ親御さんたちは、こういった汚泥だとか汚染された土がこの後どこに行くんだろう、もしかしら自分の家の近くに廃棄処理されるんじゃないかというふうにおびえている方も非常に多いですから、このあたりのスキームもぜひこの後国民に公開していただければというふうに思います。

さて、被災地の話をいたしますと、この放射能の不安、それから、瓦れきが片づかない、義援金、支援金がなかなか来ない、仙台でもまだほとんど来ていません。復興の光がなかなか見えません。やはり、そろそろ東北の被災地の方に夢と希望をぜひ見せていかないといけないんじゃないか。それには、こういう新しい産業を東北につくりますよというメッセージを出さなければいけないと思うんです。

私は、その一つが再生可能エネルギーの導入促進、それにかかわる産業の成長だと思っております。きょう、東北がいかにその再生可能エネルギーのポテンシャルが高いかというのを資料で二

枚目にお出ししております。

まず、太陽光、日照時間なんですけれども、石巻、南三陸、気仙沼、岩手の三陸、このあたりはほかのエリアに比べて日照時間が東北の中でも非常に高いんです。東北のサンベルトというふうに言ってもいいと思います。石巻なんかは、宮城県で最も日照時間が多い、本当に太陽の町でございます。それから、風力に関して言いますと、ごらんのように、緑色、赤の部分が被災地のあたりにずっと分布しているんですね。

東北電力の管内というのは、東京電力の管内と比べてまして四倍近い再生可能エネルギーの導入ポテンシャルがございまして。北上山地のバイオマス、北上川水系の小水力。自然の力を使わないともつたないです。残念ながら、今は、インフラの設備コストを回収できて得するような制度設計には、皆さんがよくわかっていくように、なっていない。ここはやはり、政治の力一つで一気に導入を進めるべきだと私は思うんです。

東北は今ピンチです。このピンチをチャンスに変えるのは、エネルギーシフトだというふうに私は思っております。今回の震災で、東北の再生可能エネルギー促進のために何か政府でこんなプランを考えていますよ、こんな夢がありますよというのがあったら、ぜひよろしく願います、政務官。

○中山大臣政務官 今の太陽のこれを見まして、天気の良い日と云われるだけありまして、東北放送で長年天気を研究された経緯からも、これは本当に聞くに値する大変貴重な資料だというふうに私も思っています。

なお、太陽光パネルとかいろいろなものをつくる、中小いろいろまぜまして、大きな産業が実は東北に育っております。これは、製造して、またはパネルを屋上に載つてるとか、そういうような仕事も相当波及効果があるというふうに私どもは見えておまして、私どもの資料でも、これは本当に、大企業もかなりあります、十五の会社が集

今言ったように、どうやってインセンティブを引くかということだと思えますが、まずは全量買い取り制度でありますとか、もう一つは、やはり何かをつける、それについての補助金であるとか、いろいろなことを今考えているわけでございます。風力についても、茨城県なども海岸に持つてきたらどうか。かなり大きなプロジェクトなんです。

でも、その前提は、買い取り制度を早くやってくれないか、このようなことを言われております。太陽光を使うにしても、そのインセンティブは、全量買い取り制度であるとか、固定価格買い取り制度であるとか、いろいろな問題があると思います。これも早く皆さんに審議をしていただいて、太陽光を初めとするこれからの新しいエネルギーを活用するまちづくりを早くやりたい。そのためには、早くこの法律案も審議をしていただいて、ぜひ皆さんの組上ののつていただきたい、このように考えているわけでございます。

○斎藤(や)委員 ぜひ早期に固定価格買い取り制度の導入をしていただきたいんですけれども、さらに踏み込んで、タリフを、固定価格を例えば東北に關しては上げるとか、東北だけ上げるのは不公平じゃないかと思われるかもしれないんですが、あるいは、エリア別で、ここはバイオマスが得意だ、ここは風が強いから風力だろう、そういった形で地域別、種類別で東北に限ってはタリフを変動させるというような制度設計も、この危機的な状況の中であるのではないかなというふうに私は思いますので、ぜひ考えていただければ幸いです。

本当に、エネルギーはまさにパラダイムシフトをしなけりばいけない時期だと思っておりますけれども、これから石油価格もどんと上がるといふんじゃないか、二〇三〇年には油の価格が二倍になるんじゃないか。既に石油を買うのに二十兆円も国は使っています。そろそろこのエネルギー資源というものを国産で賄うことも、さらに踏み込んで考えてもいいんじゃないか。

いや、そんな資源なんかないよと思われるかもしれないけれども、この前の委員会でもメタンハイドレートの話が出ました。このメタンハイドレートなんですけれども、我が国の近海にも相当量存在しているのがわかっています。

静岡県から和歌山県沖は日本の天然ガス消費量の十四年分。でも、水深千メートルよりも深い、冷たい温度のところでないと存在できない。しかも、さらに海底よりも底、もつと中ですから、コストも非常にかかるんですね。

しかし、別の場所に太平洋側ほどコストがかからないで掘れそうところがあるんです。新潟県の上越市沖なんですけれども。

三枚目の資料をちょっと見ていただきたいんですが、この上越沖をいろいろ調べてみますと、非常に利点が多い。すぐにこれは実用化できるんじゃないかと私は思ってしまう幾つかの事象があるんです。

まず一番目です。普通、メタンハイドレートというのは、海底のさらに底なんですけれども、これはむき出しになっているんですね。むき出しになつていて、すぐキャッチすることができると。

二番を見てください。いいのは、これはエコーが出ています。大体五百メートルのあたりまでエコーが、ぶくぶく気泡となつて出ているんですが、これは魚群探知機です、魚群探知機でメタンハイドレートの位置がわかるんですね。

魚群といえば、このあたりはズワイガニの産地ですけれども、実はこのメタンハイドレートの気泡があるところには、三番を見てください、ズワイガニが集まっているんです。目で見て非常にわかりやすい。通常の生息密度の数倍から約八十倍、メタンが出てくるところでこのカニはいるそうです。最大三千三百四十一匹ものカニが密集していた。

上越沖のメタンハイドレートは海底に露出しております。和歌山県沖は、海底の下さらに数百メートル。これを見ると、何か上越沖の方が早く開発できて実用化できるんじゃないかなというふ

うに思ってしまうんですけれども、これは国としての見解はどうでしょうか。ぜひ開発していただきたいんですが、よろしく願ひします。

○中山大臣政務官 今の御指摘は、前に、私たちが持っている、日本付近の海底資源についての法律等のときも議論をされました。

いわゆるエネルギーにするのは、資源の安定供給とできるだけ安価なもの、そしてCO₂が出ない、こういうことで私たちはいろいろな採算性も考えてやっているわけですが、こうやって石油が値上がりしたり天然ガスが値上がりをしてきて、このくらい上がつてくれば、メタンハイドレートもそろそろコストをかけても合うのではないかとという時期にきていると思うんですね。

ですから、委員御指摘のとおり、探索を初めとして、一番有利なものを活用して、日本全国の中でもできるだけ安価にとれるというもので、東京大学大学院理学系研究科の松本良地球惑星科学専攻教授も、これは先生が御指摘されたものとちょうど同じなんです。こういうことを考えますと、費用をかけてもひよつとしたら採算が合うというところで、すぐに研究にかならなければいけないということで私たちが注目しているわけでございます。

今後は、安定供給という面で、これも何か百年ぐらいもつのではないかなというような説もあります。そういう面では、日本の近海にこれだけのものがあるということは我々は注目しなければいけないし、費用をかけても元が取れるような状況になつてきた。恐らく一バレルが百ドルを超えているとか、または、もつと高くなる可能性がありまうから、メタンハイドレートは当然採算性が合うようになってくるというふうに思います。

そういう面では、私たちは研究に値するし、すぐにでも取り組まなければいけない問題だと認識をいたしております。

○齋藤(や)委員 前向きな答弁を本当にありがとうございます。今ガスタービンコンバインドサイクルというの

がどんどん入つていまして、これはCO₂の排出も少なくて熱効率も高い。天然ガスを、こういったメタンハイドレートを使ってやればいいんじゃないかなというふうに思います。エネルギーの安全保障を考える上で、本当に、資源ナショナリズムという、こういうものに真剣にかじを切るときが来ているというふうに思います。

二十一世紀のエネルギーの主流は、今回の事故で、残念ながら、これは意見はいろいろあると思いますが、残念ながらも、もう原発ではなくなつてしまつたんじゃないかというふうに私は思っています。国民の多くがそれを許さなくなつていまして、世界もだんだん脱原発にかじを切つていまして、空気や水、太陽を使って多くのエネルギーをつくる国が、これからのエネルギーの覇権をとれるし、お金も集まってくるんじゃないかなというふうに思っています。私は、経産委員会でこれから堂々と自然エネルギーの促進を叫んでいきたいというふうに考えております。

きょうは、本当に明快な答弁、ありがとうございます。ありがとうございました。

○田中委員長 以上で齋藤やすのり君の質疑は終了いたしました。

次に、谷畑孝君。

○谷畑委員 自由民主党の谷畑孝でございます。海江田大臣、また中山政務官、毎日の激務、本当に御苦労さまでございます。

私、この間の連休、五月の七日から九日まで、東北を回つてまいりました。いわき市、石巻、陸前高田、そして金石と、震災対策本部を訪ねたり、いわき市におきましては、私どもの仲間と一緒にたき、イカ焼き、それからラーメン、そういう炊き出しもさせていただいたりしてまいりました。

そこで感じたことは、新緑でしたから、あれ、ここで地震が起こつたのか。走つても走つても、すばらしい新緑と、そして家は立派にそのままだ、健康である。ところが、一たび海岸へ行きましたら、もう陸前高田などは、二万四千ぐらい

の人口で七割が、津波で家が根こそぎ海に持っていかれてしまつた。わずか二十分の間で生死を分けてしまふ、助かつた人、死んでしまふ人、そういうような悲惨な状況を見てまいりました。その中で感じたことは、阪神・淡路も、我々の震災も大変でした、六千を超える人が亡くなつたわけですから。しかし、大分違うなということをつくづく感じました。

それはどういふことかといえば、阪神・淡路の場合は、仮設住宅、仮設工場をつくれれば、もともと大阪などに働きに行つておつたとか、あるいは、長田町のヘップサンダルの靴等を含めて、仮設工場で生産が再開した、だから震災用の融資を受けて頑張ろうか、こういう希望というものがあつた。しかし、この東北の震災は、漁業、農業という、生活そのものが根こそぎ破壊されてしまつていふ。

私が陸前高田へ行ったときには、ちょうど仮設住宅が五十万戸まで上がつて、皆さん喜んでおられました。そして、自衛隊の皆さんも努力されて、移動浴場、大浴場、私も見学しましたけれども、本当に皆さん、そこに入られて夕方のひとときを暮らしておりました。

しかし、感じることは、仮設住宅に入つても、農業ができない、漁業ができない、こういうことが全く違うなということをつくづく思いました。そこへ原発ということですから。

そこで、私の印象ですけれども、もちろん復興という、これはいろいろ議論があり、国が浜辺を買い上げて陸地へだとか、あるいはこういう産業を興していくんだという、復興というのはいろいろとすばらしい議論はあるんです。しかし、目の前の復旧、港を早いこと、これは個人の力ではどうにもならない、早いこと港を整備して漁業ができるように、あるいは、そこで工場を持つていける人は早いこと工場ができるようにという復旧の積み重ね、そういうことが非常に大事じゃないか。常に目の前にはお忘れがある、こういうことを、ずっと二日間回つてきてつくづく感じまし

た。

ぜひひとつ、大臣もまたいろいろなそういう会合に出られると思いますけれども、まず生活に關連する復旧というものの積み重ねで復興があるという、ここをしつかり押さえないと、議論ばかりの中で一つも前の瓦れきが片づいていない、こういうことにつながってくるのではないか、こう思うわけであります。

さて、大臣に質問するわけですが、まず、経済産業省としてのジャンルでこの復旧について出ていること、いつも議論になりましたサブライチェーン、自動車の部品、世界にも影響を与えました。それがもう二カ月たつてどのような復旧がされてきたのか、お伺いいたします。

○海江田国務大臣 谷畑委員にお答えをいたします。

今の、まず復旧が大切だということはしつかり肝に銘じました。何か一足飛びに復興ということではなしに、地に足のついた、一つ一つの施策を講じていけということだろうと思いました。

その上で、お尋ねのありましたサブライチエー
ンの復旧でございますが、これにつきましては、
四月の後半でしたか、私ども経産省で、東日本大
震災後の産業実態緊急調査というものを行いまし
た。

この調査によりますと、被災地における製造業の生産拠点の約六割強が復旧しております。そして、三割弱が夏までの復旧の見込みと回答しておりました。その後、今また一月以上たちまして、その割合が進んでいるということです。

一例を挙げますと、鉄鋼や化学につきまして、五月の中旬ごろまでに主要工場の生産が再開をしております。機械につきましても震災前の生産水準をほぼ回復するなど、ほとんどの生産拠点で生産が再開されております。また、自動車工場につきましても、生産台数を調整しながらではありませんが、全国の工場で生産を再開するなど、内外に向けたサプライチェーンはつながりつつあるという認識でございます。

○谷畑委員　ぜひひとつ完全復旧ができるよう、さらなる経産省の力を出していただきたい、こう思います。

引き続き、前にも質問しましたけれども、やはり仮設工場なり仮設店舗、あるいは仮設事務所、これがどういうふうな状況で進んでおるのか、もう二カ月たっておりますので、簡単にお答えをいただきたいと思います。

○豊永政府参考人 仮設工場、仮設店舗についてのお尋ねをいただきました。

今般の震災によりまして甚大な被害を受けた地域で中小企業が早期に事業を再開すること、は極めて大事だと認識しております。

このため、五月二日に成立しました補正予算を活用いたしまして、中小企業基盤整備機構におきまして、仮設工場、仮設店舗、またお話のありました仮設事務所などを整備し、自治体に、基本的に無償で貸し出すということを始めたところでございます。

これまでの取り組み状況でございますけれども、中小企業庁、中小機構の職員、延べ八十六人に及びますけれども、六県百市町村、それから九十一の中小企業団体をお訪ねいたしました。御要望を伺ったわけでございますけれども、これまで三千市町村、百七十六件の、つくつてほしいという御要望をちやうだいしているところでございます。

私ども、中小企業と力を合わせまして、できるだけ早期の着工に向けて努力をいたしておりますけれども、具体的な、その自治体の御要望される施設の仕様、どこにつくるのかといったところの細部を今調整しているところでございます。準備が整ったところから着工してまいりたいと思っております。

以上です。

○谷畑委員　ぜひひとつよろしくお願いを申し上げます。

これも前回質問をしたわけですから、補正予算も成立をしたことでもあり、中小企業等につ

きましては、やはり何といったって金融支援というのが非常に大事だと思いますので、ここらはずひスピードアップで、しかも垣根を低くということとでお願いをしたいと思います。その状況について伺います。

○豊永政府参考人 中小企業に対しましての金融支援についてお尋ねいただきました。

震災発生直後から、金融機関や保証機関につきましては、柔軟に条件変更に応ずるよう強く指導してまいります。また、政府系金融機関における災害復旧貸し付け、それから保証協会における災害関係保証などの資金繰り対策をすぐさま終えたところでございます。

今般の一次補正予算を活用いたしましたして、これらを強化いたしました。具体的には、保証につきましては、セーフティネット保証と合わせて無担保で一億六千万、最大で五億六千万まで利用可能な拡充を行いました。また、融資制度でございますけれども、直接的な被害を受けた中小小企

業者に對しましては、貸付期間を最長二十年に延ばさせていただきます、また据置期間も従来の二年を五年とさせていただきますところでございます。金利も最大で無利子という手当てをさせていただきますまして、申し上げるのもあれですが、過去に例を見ない形の支払いとを考えてございます。

この金融制度実施状況でございますけれども、震災発生当日、三月十一日以降、直ちに経産局、政府系金融機関、保証協会におきまして、特別相談窓口を設置いたしました。この相談状況でございますけれども、一昨日までに七万四千件の御相談をいただいております。具体的に、融資や保証承諾に至ったものが二万九千五百件、金額にいたしましたして四千九百五十億円という実績になってございます。

先般、海田大臣からも、政府系金融機関、全国の保証協会、それから商工団体のトップが一堂に会した場で、被災中小企業の方々に親身に相談に乗るように強く御要請をいただいたところでございますので、私どもといたしましても、その趣

旨を踏まえてしっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

○谷畑委員 中小企業の金融の最後の質問をするわけですが、菅総理大臣が、多重債務については力を入れると。私ども、この多重債務というのは、どう考えてもなかなか難しくして、いい知恵が出てくるのかなと思っておるわけですけれども、その現状と方向だけでも教えていただきたいと思います。

○海江田国務大臣 委員おっしゃるように、この二重ローン、二重債務につきましてもいろいろな種類がございます。住宅ローンなんかの場合もそうであります。委員、関心がかねてからおありの中小企業の問題、これもなかなか難しい問題が生じております。

今、官房長官のもつで、もちろん経産省も入っておりますが、金融庁、それからたしか財務省も入っていたかと思いますが、協議をしているところでございます。

私どもがこうした総理からの指示がある前に考えておりましたのは、今度の補正予算で、新たなローンは一〇〇％保証をつけて、しかも金利はできただけ低くして、福島県などでは県の協力もいただいて金利ゼロの実施もできております。そういう形で、非常に低い金利で保証を厚くして、そして返済期間はできるだけ長く、既往の債務につきますしては、これをできるだけリスクジェールで返済をおくらせる、先に回していく、こういうことを当面考えておりました。

そこに総理からのお話がありましたので、今調整をしているところでございますが、やはり、多くの議員の方々の意見、あるいは国民の意見、そういうものもよく聞いて、しっかりとしたものにしていきたいと思います。

○谷畑委員　ぜひひとつ、多重債務は難しい課題だと思いますけれども、少しでも前進をさせて、被災者の皆さんに希望を与えていただいたらありがたい、こういうふうに思っております。

さて、原発事故、これは本当にもう気が遠くな

り、また毎日のニュースで新しい事実が次々と出てくるということで、もう本当にうんざりしますし、収束という希望に向けて、一日も早く収束をしてほしい、こう願うものであります。

そこで、きのうですか、原発事故の検証をどういう形でするかということが決まったということですが、私も、この検証は、今ある五十四基の原発においてもそうだし、世界の、原発大国等を含めての国も関心があるだろうし、しっかりと検証をしていかないといかぬと思うんですね。どこまでが天災で、どのあたりから人災になつて、その人災の中で、一体何が欠けておつたのか、こういう検証が非常に大事だ、こう思うんです。

そこで、この間の復興特別委員会におきましても、私どもの谷垣総裁が、初動におきまして、再臨界が起こることの中で海水の注入を一時中断したのではないかと、こういう質問をされました。それから、初動において菅総理が原発にヘリコプターで視察をされた、こういうことによつて一番大事な時期にベントがおくれたのではないかと。そういう意味では、この検証は、関係機関もさることながら、政府も初動がどうであつたのか検証しなきゃならぬと私は思うんですね。

それと同時に、原発にかかわること、例えば保安院は経済産業省だし、あるいは内閣府にも原子力安全委員会があつたり、いろいろとばらばらの情勢で、いざというときに知識というものをきちつと一つの方向にまとまつて発揮したのかどうか、そういう検証があると思うので、ぜひこれは今からでも、もしも決まつたというんだつたらひつくり返してでも、ぜひ国会に置いていただいて、政府も検証するんだ、こういう姿勢が必要じゃないかと思ひますけれども、大臣、どうでしょう。

○海江田国務大臣 私どもは第三者委員会ということを書いておるんです。正式名称は事故調査・検証委員会ということでありますが、第三者委員会という名で私どもが呼んでおります意味という

のは、まさに今、谷畑委員御指摘のありましたように、政府からも独立をした、あるいは東京電力からも独立をした第三者でということとございまして、人選には、まさに第三者の調査会の委員であることがふさわしいと多くの方が思つていただけるような方を選びました。私どもも何か特別の関係があつてもいいから。

主に調査の対象になるのは、私、そして菅総理、あるいはその他の閣僚ということになろうかと思ひますが、この委員長、あるいは委員に間もなく全員の方が決まるんですか、ちよつと私、それは本当に存じ上げないんですが、そういう形で、私どもの存じ上げない方で、多くの皆様方が、この人ならば公正中立、しかも厳格に事の真相を明らかにしてくれるという方を選んでおるつもりでございいます。

ただ、これでまだ足りないということであれば、それは国会の方で御議論をいただければよろしいかと思ひます。いつでも私は、その場にお呼びがかれば行つて、事実をありのままにお話をしてくるつもりでございいます。

○谷畑委員 ところで、この第三者委員会は、も決定をされて、どこに置くことになつたんですか。

○海江田国務大臣 私の覚えでは内閣官房だと思ひますが、ただ、独立性を非常に高めるといふことでございしますので、私も、決定の閣議には参加をいたしましたけれども、いつからそういう調査が始まるのかということはまだ存じ上げません。

○谷畑委員 ということは、国会に置くということとじゃなくて、政府に置くということになつたわけですか。それはもう決定したんですか。

○海江田国務大臣 閣議決定でございしますので、そういう決定でございいます。

○谷畑委員 いや、私はやはり、先ほど言ひましたように、初動における、官邸も含めて検証していく対象だと思ふので、それを閣議決定で政府に置くということ自身は、本当にそれで独立が担保できるのかどうか。

だから、私どもは、ぜひこれは国会に置くべきじゃないか、こういうふうに出ておつたんですけれども、これらの意見は、拝聴しておつたと思うんですけれども、それはどうなんですか、そういう声は聞こえておりましたか。

○海江田国務大臣 まず、私どもは今政府の一員でございまして、政府の一員としてできることは何なんだろうかと、私どもは第三者委員会と呼んでおりますが、そういうものを設置することを決めたいわけではございません。国会でもやはり必要だということであれば、国会でもそういう調査委員会をつくつていただいて、そしてそこで検証していただければ結構かと思ひます。

○谷畑委員 いずれにしても、この原発事故における検証というのは、世界に向けても発信していくことが非常に大事だし、そこに公平さというのか、非常に見識の高い検証をされるのが日本に対する信頼回復の一步だ、こう思ひますので、ぜひそこは独立性をしっかりと担保していただくということを強く要望いたしておきます。

さて、原発における補償の問題について少し議論をしておきたいと思ひます。

自分の住みなれた町、あるいは家畜等を含めて一緒に生活をしてきた皆さん、あるいはまた農業という中で愛情を持って作物を育ててきた、そういう人たちが原発事故の中で強制的に避難していきかねたんですね。そういうことを見ましても、非常に忍びないのか、本当にその人々に対して、私も政治家としても、一日も早く現状復帰で帰つていただくというようにことをしていただくことが我々の責務だとも思ひます、また同時に、今避難されている皆さんのそれぞれの立場、気持ち、ここを十分に把握することが大事だと思ひます。

まず、現状というのか、どこの人々がどこに避難されて、そして、地方自治団体等、あるいは東電、あるいは経済産業省含めてがしっかりとこれを掌握されて、そこで初めてかゆいところに手が届く政策が実現できる、こう思ひますので、その

現状について伺ひたいと思ひます。

○宮本政府参考人 お答えいたします。五月二十四日現在で、福島県の災害対策本部が公表しております避難者の方々の数は九万九千十六名でございまして。ただし、こちらには、原子力災害のほか、地震、津波による被災者の方も一部含まれておると思ひます。したがって、この九万九千十六名のうち、原子力災害関係の十三市町村からの避難者の方々の数を見ますと、九万七千八百二十二名でございまして。

また、このうち福島県内に避難されていると公表されている方々の数は二万三千九百二十五名。さらに、そのうち学校、体育館など百九十九所の避難所に避難されている方が六千四百九十四名。それから、旅館、ホテルなど五百二十三カ所に避難されている方が一万七千四百三十一名となつてございまして。

そのほか、福島県外へ避難されている方は三万四千七百四十三名。このうち、主な県の避難先を見てみますと、新潟県で七千七百六十七名、東京都四千五百五十六名、埼玉県三千百十名などとなつてございまして。

また、福島県の災害対策本部では、こうした避難者の方々の所在を確認するために、別途、福島県双葉郡支援センターという窓口を設けておりまして、こちらに、避難されている方々から御連絡をいただいております。五月二十一日現在、双葉地方八町村の住民の方々の所在は九六%まで確認されているところでございまして。

○谷畑委員 九六%把握されているということ、非常によく把握されているなと思ひますけれども、一〇〇%に近いきちつと把握することが大事じゃないかと思ひます。

それと同時に、避難された人たちにどうつてみたら、やはり情報が欲しいと思ひます。今現在、原発の収束に向けてどういうような現状になつておるんだろうとか、あるいは自分たちはいつ帰れるんだろうとか。だから、時には、月に一回になるのか、レターという、そういう通信

になるのか、そういう形で、情報がどうなっているのか、そこはきちつとでき上がっているのかどうか、それをお尋ねいたします。

○宮本政府参考人 お答えいたします。

各地に避難されている方々に必要な情報を広くお届けするために、政府としては、関係機関と連携を密にしながら、福島県内外に向けて積極的に広報活動というのを展開しております。

まず、当然でございますが、政府、東京電力による共同記者会見などを通じて、日々タイムリーな情報発信を続けるとともに、福島県に設置されております原子力災害現地対策本部、こちらにおきましても、特に避難者の皆様の関心が高い、例えば計画的避難、それから警戒区域への一時立ち入り、こうした情報について、地元の情報機関等を通じてきめ細かく提供をさせていただいております。

また、政府、福島県、東京電力などが実施しておりますいろいろな支援措置や取り組みにつきまして、あるいは安全情報などにつきましても、これをまとめましたニュースレターというのを発行しております。これを福島県の災害対策本部と連携して、県内の市町村あるいは避難所などに配付、掲示させていただいております。

長くなつて恐縮ですが、さらに、地元のラジオ番組での毎日の放送、それからその内容をインターネットへ掲載、あるいは政府広報による全国向けのラジオ放送、新聞広告なども活用して、できる限り全国どこからでも情報が入手できるようにしたいと思っております。また、こうした広報活動に加えまして、求められているテーマに応じまして、関係機関連携のもとに、地元での説明会なども適宜開催させていただいております。

今後とも、できるだけ被災者の方々がどこでも必要な情報をタイムリーに入手できるように、効果的な媒体を使って情報提供に努めてまいりたいと思っております。

○谷畑委員 ぜひ、そういう情報をしっかりと

ということと同時に、もう時間がないのでこれはこちらから要望しておきますけれども、東電が仮払いで百万、単身者については七十何万ですか、支払いをしたということなんだけれども、さらに、長引いていくわけですから、そこをよく掌握して、第二弾のそういう緊急の仮払いが可能かどうか、こういうことについてもやはり早急にしていくことが必要じゃないか。政府が立てかえてでもやる必要があるんじゃないか、そういうように思っています。もう時間があるんじゃないか、これは答えはいいですので、よろしくひとつお願いをしたいと思います。

次に、この原発事故における賠償、全体の賠償の枠組みが五月十三日に関係閣僚会議で決まったということ。

ところで、海江田大臣、関係閣僚会議で決まったというんだけれども、閣議決定をしていないと思うんです。それはなぜなのか、そこらの点を教えてほしいということ。

同時に、当初、関係閣僚会議で決めるという日が一日延期されて、民主党の内部で相当このことについて議論された、こう聞いています。多分、我々が想像しますのには、やはり東電の賠償における上限の問題とか、あるいは、いや、東電に対してリストラ等を含めてもつと責任をしっかりとしろという意見であつたり、あるいは、上限を決めながら、国がもつと前に出た補償の枠組みが要るんじゃないかと、我々も想像すればいろいろなことが想像できるんじゃないか。

いずれにしても、閣議決定がされていないその背景、そして一日おくれた民主党内部における議論、そういうことについて少し報告をさせていただきたいと思ひます。

○海江田国務大臣 委員御指摘のように、原子力被害者損害賠償についてのスキーム、この仕組みは関係閣僚の決定ということでございまして、まだ閣議の決定に至っておりません。

これは、委員御案内のように、閣議の決定をいたしますと、そこからすぐ法案の提出ということ

につながるかと思っております。もちろん私どもはできるだけ早い時期に法案を提出して、野党の皆様にも御協力をいただいで、そして成立をさせたいと思っておりますが、国会のことでございまして、国会の方とも御相談をしなければいけないということでございます。いずれ閣議決定、法案提出、そして御審議いただく、こういう手順になるかと思っております。

それから、一日おくれた理由でございますが、これももう委員よく御存じのとおりでございます。むしろ私より委員の方がよく御存じではないかと思つてございまして、与党のプロジェクトチームで意見が、私どもがその前日会議を開いておりますときに間に合わなかったということ。翌日になった次第でございます。

○谷畑委員 いずれにしても、一日も早く閣議で決定をして、しかもその関連法案を出していく必要があるんじゃないか。

それと同時に、どれぐらいの補償の金額、やはり一定程度想定をしないと、機構ができ上がったといつても、この機構には原発を抱える電力会社も拠出をしなきゃならぬし、また、東電は上限なしで無制限で、結論的には利益の中からどんどんどんとこの機構に返済をしなきゃならぬ、こういうことになってきますよね。だから、そういう点をやはりしっかりと閣議で決めて、その方向を決めていくことが大事だと思ひます。

それと同時に、政府内部でも多少、この機構に当たつていろいろなニュアンスの違いがある、こう聞いていますので、ここもしっかりと一致をさせていく必要があるんじゃないか。それはまた後ほど、時間があればちよつとお聞きしたいと思ひます。

その前に、私はこう思ふんです。何もこの機構そのものが東電という一企業を救う、ただ単にそういうことだけじゃないと思ふんです。第一の責任は、やはりこの原発事故を起こした、そして被害の拡大をとめられなかった東電の責任というの私は私は当然あると思ひし、国民の皆さんのそれに

対する怒りは当然だ、私はそう思ひます。だから、東電におきましては、さらに努力をして、リストラをし、しっかりとやつていかなきゃならぬ、こういうふうに通ふ思ひです。

しかし、そう言いながらも、原発は、一企業が担つておるけれども、これは国策じゃないか。日本の社会そのものは、ちゃんと電力が安心して供給されるということ、日本の産業が成り立つておるわけですね。それがなくなれば、日本の企業だつて海外へますます行つてしまふ。だから、電力問題というのは、まさしく日本の国家における大事な問題だと私は思ふんです。

そういう意味では、東電がほんまに無制限でいくことの中で、倒産しないのか、本当に。補償も、限りなくわからないし。そこらの点、私はやはり国も責任があると思ひますので、そこらの点についてどう考えられるかをちよつとお聞きしたいと思ふんです。率直な意見をひとつお願いいたします。

○海江田国務大臣 東京電力が、原子力発電所の事故による経済被害に対する賠償は基本的に原子力損害の賠償の法律に基づいているわけでございしますが、これは今委員も御指摘がありましたように、第一義的に無過失であつても無制限の責任を負うということでございますから、今お話のありましたような仕組みになっている。

他方、我が国では、エネルギー政策はまさに国の基本的な政策でございます。そのエネルギー政策の中でしっかりと原子力の政策が位置づけられてきたわけでございまして、その意味で、国の責任というものが当然あるかと思ひます。

国のそうしたエネルギー政策を進めてきた責任というものを、どういう形で今回の原子力事故による経済的な被害を受けた方たちへの賠償に結びつけるかということになりますと、一つの結びつき方が、まさにおっしゃったように、東京電力が被害者に負つている債務を果たしていくところで、途中で倒れないようにするということが、これが一つ。そして、そのための仕組みをつくるという

うことが一つの役割でございます。そのために今、そうした機構をつくるべく、先ほどお話をしたような、準備の段階に入っているわけでございます。

それから、この原子力損害賠償の法律の中には、一般の保険、民間の保険では、こうした原子力災害が起きたときは保険金がないということになっていきますから、国がこれを、もちろん原子力事業者も一定程度の積み立てはございますが、ただ、まだそんな大きな額になっておりませんので、国が当然国庫の方からこの支払いをいたしまして、一原子力発電所につき一千二百億円、こういう仕組みはございます。これは補償の世界でございます。

それをさらにもう一歩進んだところで補償、国が補償の前面に出るべきではないだろうかということになりまして、これはやはり新たな法律の仕組み、新たな法律の制定が必要になるうかと思っております。

○谷畑委員 いずれにしても、原賠法という、この法律の精神というのか目的というのか、よく踏まえる必要があるし、そうしないと、この機構を含めてきつちりと回っていかないと、もう日本では原発はできないということになっていきますよね。だから、そこらは原賠法の精神に基づいて国もしつかり出ていく必要があるんじゃないか、こう思うんですね。

最後に、枝野官房長官が、金融機関に対して債権を放棄しろという、そういう発言。こは、私、はつきり申し上げて、海江田大臣がやはりはつきりと抗議して、ちゃんとスムーズにいくように。これは、破綻してこそ債務放棄が出てくるんであって、なお、これからまた金融機関からも融資を受けていかなきゃならないという状況なんです。

この点を大臣はどう考えられるか、そういうことをお聞きして、質問を終わりたいと思います。
○海江田国務大臣 この問題につきましては、私は何度か委員会でも発言をしてまいりました。御

理解をいただけたと思いますが、これは金融機関にかかわらず、すべてのステークホルダーがやはりこの責任は共有をしなければいけない。東電がすべてのステークホルダーに協力を求めることが基本でございます。

○谷畑委員 大臣、ひとつ気合いを入れて頑張ってください。

ありがとうございます。

○田中委員長 谷畑さんの質疑は終了いたしました。

次に、近藤三津枝さん。

○近藤三津枝委員 自由民主党の近藤三津枝です。先週五月十九日に、政府はGDPについて次のような発表をしています。ことしの一月から三月の四半期のGDPは、年率で三・七％も減少しました。東日本大震災の発生が三月十一日ですから、第一・四半期のわずか二十日間の経済動向が大きくGDPに影響したということ、つまり、押し下げてしまったということ。そして、大震災後に発生した福島第一原子力発電所事故に対する数々の菅政権の判断ミスが、被災地、国民生活に悪影響をもたらして、経済の悪化に拍車をかけた、その結果と言えらると思えます。

私たちは、この負の連鎖を早く断ち切らなければなりません。世論調査でも、菅総理のリーダーシップに問題ありということが数字にもあらわれています。民主党の内部からもさまざまなお声が漏れ聞こえてまいります。そして、参議院の議長からも菅総理の退陣を促す御発言も出ております。

海江田大臣、我が国のこの負の連鎖を断ち切るには、即刻、菅総理は退陣すべきだと考えますが、大臣の見解をお聞かせください。

○海江田国務大臣 近藤委員にお答えをいたします。

事前に通告があれば、私も考えをまとめてくるつもりでございましたが、私も菅内閣の一員でございますので、菅内閣に対する批判は私に対する批判だと深刻に受けとめております。

○近藤三津枝委員 海江田大臣の御答弁は菅総理の退陣を想定していないというふうにも受け取れるんですけれども、今、国民は、民主党が想定外という言葉を使われますと、逆に極めて起こり得るというふうにも受け取っている嫌いもあります。十二分に御注意いただきたいと思えます。

それでは、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム、SPEEDIについて質問いたします。以下、SPEEDIと申し上げます。

私が前回質問に立ちましたのは、四月十三日、震災後二回目の経済産業委員会です。その際、SPEEDIの問題を取り上げました。しかし、その後、五月二十日の枝野官房長官の記者会見で明らかにしたことがあります。以下のように。事故翌日十二日未明、午前一時十二分には官邸にSPEEDIの予測結果がファクスで届いていた、しかし、その情報が官邸内で全く共有されなかった、このように発表されたのです。つまり、せっかくのSPEEDIの予測結果が、その後の避難指示などの行政行為に全く役に立たなかったということ。

それでは、官邸での原子力発電所の事故の危機管理トップ、内閣府の原子力安全委員会の班目委員長にお伺いいたします。

班目委員長、あなたは、もちろん原子力安全委員会のトップです。SPEEDIは、平常時は文部科学省が運用しています。しかし、緊急時には、原子力安全委員会の指揮下に入ります。このことについては、五月十七日、参議院の文教科学委員会でも高木文部科学大臣が次のような答弁をされています。高木文部科学大臣の答弁を読み上げます。

「三月十六日に官房長官の指示によって各省の役割分担を明確化することになりました。文部科学省はモニタリングの取りまとめと公表、原子力安全委員会はモニタリング情報を評価をする、原子力災害対策本部については評価に基づく対応を行っていく、これらの役割分担を受けまし

て、SPEEDIの運用の指示は、原子力安全委員会が直接行うこととされて、SPEEDIのオペレーターは原子力安全委員会に移動をしております。つまり、三月十六日以降、SPEEDIをどう運用するかの指示の権限は、原子力安全委員会になったのです。この指示は枝野官房長官によるものだ」と高木文部科学大臣は答弁をされています。

つまり、SPEEDIをどのように運用し、解析結果をどのように分析するかの責任者は、地震発生後五日目の三月十六日から、班目委員長、あなたになったわけですね。そうした権限を持つ班目委員長にこちらのパネルを見ていただきたいと思えます。

このパネルは、三月十二日の午前一時十二分に官邸に送られてきたファクスそのものです。委員長は、いつこのSPEEDIのデータの存在を初めて知ることができたのか、何日の何時ごろなのか、お答えください。

○班目参考人 まず、近藤委員のおっしゃることは確かですが、一つだけ指摘させていただきます。SPEEDIの運用が、三月十六日以降、原子力安全委員会に一元化されたという事実はないというふうに思っております。ただ、三月十六日以降は、原子力安全委員会の方で自由にそれを使うことができるようになったというふうに理解してございます。

それから、この図でございますけれども、三月十六日の図ではなくて、その前の図でございます。私、そのころはほとんどずうっと官邸の方に詰めてございました。したがって、この図をいつ認識されたかという、かなり後だということ以外はちよっとお答えのしようがございません。申しわけございません。

○近藤三津枝委員 御記憶が定かでないということ、もう少し具体的に伺ってまいります。

三月二十三日に初めてSPEEDIの解析結果が原子力安全委員会から発表されましたが、その後ですか前ですか、お答えください、委員長。

○班目参考人 これだけ古い図ですから、明らかに後だと思えます。

○近藤(三)委員 その後だということは、三月十三日、原子力安全委員会が初めてSPEEDIのデータを公開するわけですが、当然、発表には時間が必要であつたわけですね。そうしますと、班目委員長、三月二十日以前にSPEEDIのデータを見ていたのかどうか、その準備をしていたところにこのデータを見ていたことはないですか、お答えいただけますか。それとも、三月十六日にSPEEDIが原子力安全委員会の管理下になりましたけれども、そのときよりも前ですか後ですか。

○班目参考人 SPEEDIというのは、文部科学省の下で原子力安全技術センターというところのコンピューターが運用しているものでございしますが、その結果は関係省庁等にオンラインで配信されているものでございます。したがって、当然、原子力安全委員会の部屋の方でも見ることが出来ます。

そういう意味では、その前から、SPEEDIというものが、これは単位放出源での、ですから単なる気象予測にすぎないんですが、その結果というのは、当然、三月十六日以前から見えていたというふうに記憶しています。

○近藤(三)委員 先ほど班目委員長は、原子力安全委員会は自由にSPEEDIを運用することが出来るだけだとお答えになりましたけれども、文部科学大臣は、三月十六日にSPEEDIの運用の責任は文部科学省から原子力安全委員会に移つたと、議事録でも先ほど御紹介いたしましたように明言しているわけですから、明らかにこれは内閣不一致じゃないでしょうか。

私の方からしますと、だれの発言を信じて国会質問に立つたらいのかというので、非常に困ります。そのあたりは、管轄はどこなのか、責任はどこにあるのかというのをしっかりとしたいだかないと、担当部署ごとでそれぞれのお答えが出てくるというのは、大変困つたことだと思つて

おります。次に、パネルをござんいただきます。

今のお答えですと、班目委員長はこの情報を知り得る立場にあるので、三月十六日以前にも知つていた、ファクスを見たかどうかはわからないけれども、この情報は見ていたということですね。

○班目参考人 SPEEDIの結果というのは随時配信されてきますから、SPEEDIの結果を見たことは確かですけれども、この古い情報を私の方で見た記憶はございません。

○近藤(三)委員 班目委員長、三月十二日に一番最初に送られてきたこの情報は、ござんになったことがないんですか。今初めてござんになったというんですか。

○班目参考人 三月十二日の時点では、少なくとも私は官邸の方におりましたので、それは見てございせん。その後このような図は見たかもしれせんけれども、はつきりとした記憶はございせん。

○近藤(三)委員 次に、このパネルをござんいただきます。これはSPEEDIに関する経緯です。地震発生後からSPEEDIに関する事柄を時系列で並べたものです。

班目委員長は、今、三月十二日には見ていないが、その後すぐにはこれに近いものを見て、情報は見ていたというふうにおつしやいました。このパネルでいきますと、十四日、十二日、このあたりではござんになつてゐるということですか。情報はもう御存じだつたでしようか。

○班目参考人 多分、そのころはまだ官邸にいたと思ひますので、見ていないのではないかと思ひます。済みません、記憶が……。(近藤(三)委員「では、どのあたりですか」と呼ぶ)

それまではSPEEDIを使うためには原子力安全技術センターに直接依頼するのではなくて文部科学省の許可をとらなきゃいけなかつたところ、三月十六日以降は原子力安全委員会の方から直接SPEEDIの計算を頼むことができるようになり、かつ、そのオペレーターも原子力安全委

員会の事務局の方に移つてきたのは事実でございします。

したがつて、途中ちよつと帰つたときもあるのですが、そういうときに見ているかもしれせんけれども、それがいつであるかというのは、ちよつとはつきりとした記憶はございません。

○近藤(三)委員 大変重大な情報をこのようにいつだつたかよく覚えていないということで押し切られるわけですが、SPEEDIの疑問について私が四月十三日に質問いたしました。その後、四月二十七日に、経済産業委員会内閣委員会連合審査でSPEEDIについて次のような答弁が行われているんです。議事録をそのまま読み上げます。枝野国務大臣です。「私のところにSPEEDIに基づいてつくられた地図のようなものが初めて報告がございましたのは、三月二十三日に、いわゆる内部被曝、モニタリングに基づくシミュレーションの結果が公表されておりますが、その後が初めてでございました。」

これは地震発生後十二日間、ファクスは三月の十二日未明に官邸にあつた、届いていたということですから、その間放置されていたということなすね。このパネルでさつき申し上げたように、三月の二十三日の前後までは、SPEEDIのシミュレーションの結果を知らなかつたというふうに枝野官房長官は答弁をされてゐます。

次に、海江田大臣は次のように答弁をされておられます。「私も、三月の十一日の時点では見ておりません。」今、官房長官からも答弁がありましたが、三月の二十日過ぎだつたと思つております。」

海江田大臣、SPEEDIの資料を初めてござんになつたのは、三月二十三日の前、三月二十日過ぎで間違ひはないでしようか。

○海江田国務大臣 お答えをいたします。

三月の十一日にこの原子炉の事故が発生をしましてから、三月の十九日か二十日ぐらゐまでというの、本当に、これはまさに、十九日、二十日というの、十八日ぐらゐから陸上自衛隊のヘリ

コプターによる放水が始まつて、警視庁、自衛隊、消防庁という形で放水が始まりまして、放水が始まつてから少しづつ炉も安定をしていった状況でございしますから、それ以降ということは確かでございます。恐らく二十日以降にならうかと思ひます。

それまでは本当に炉の安定ということに一番集中をしておりますので、そのファクスのあり場所というの、恐らくこれは危機管理センターだろうと思ひますけれども、私どもが詰めておりましたのはまた別のところでございしますので、その間の情報が少し途切れていたという印象はございします。

○近藤(三)委員 それでは、もう一度整理してみます。

三月十二日の午前十一時十二分に、初めてSPEEDIのシミュレーション結果が官邸にファクスされました。こちらにあるように。このデータが官邸に存在していた、あつたわけですね。このデータは官邸内で放置され、海江田大臣は、今の御答弁によりまして、三月二十日過ぎによりやくその存在を知ることになる。官邸の責任者であります、原子力事故のスポークスマンであつた枝野官房長官は、何と三月二十三日前後にその存在を初めて知る。一方、官邸に詰めて、総理に進言をされて、官房長官にも事故の状況を説明し、大事な判断をしてきたであろう班目委員長は、三月の十日日だつたかな、そのシミュレーション結果を見たのははつきりとは覚えていない、このような御答弁でした。

もしこのように、皆さん方が、枝野官房長官、海江田大臣、班目委員長の言つていらつしやることとがすべて本当であれば、それは、そもそも官邸の危機管理能力の欠如ということが言えると思ひます。

なぜかという、情報の一元化、情報の共有が危機管理の基本です。このような重要な情報を、官房長官、経済産業大臣、そして原子力安全委員会という、それぞれの組織のトップの間で情報共

有するのが危機管理のイロハのイです。まさに管内閣の危機管理能力の欠如としか言いようがないと思います。三月の〇〇日にはSPEEDIの存在を知っていたというふうに、それぞれのトップが別々の日にちを言ってしまうという……。

班目委員長、本日に班目委員長は、枝野官房長官にも菅総理にも、そして海江田大臣にもこの事実をお話しにならないかつたんでしょうか。お話しになったとすれば、何月の何日なんでしょうか。班目委員長、お答えください。

〇班目参考人 先ほどもお話ししたと思いますが、SPEEDIというのは、予測システムという事になっていますが、これは放出源情報があつた場合に予測ができるシステムでございす。しかしながら、残念なことに、放出源情報がないのでこれは単なる気象予測情報ということになります。

これを何とか使えないかという指示が原子力安全委員会の方に来たのが三月十六日でございまして、三月十六日以降、原子力安全委員会では、逆算で、要するに環境モニタリングの結果を使って何とかこのSPEEDIを使えないかという試みを始めました。しかしながら、環境モニタリングをしようにも、風がずつと陸から海に吹いていまして、そういうデータがとれない。データがとれたのが、たしか三月の二十日とか二十一日ぐらいで、ようやく三点ぐらいとれた。

そういう、学問的にはやや自信のないような状態で、三月の二十二なのか二十三なのか、その辺はわかりませんけれども、たしか、枝野官房長官に、こういう情報は重要なのでぜひ公表したいというふうに申し上げたと思います。

その結果として、三月二十三日に安全委員会の方から公表をさせていただいて、さらに、原子力災害対策本部の方にも申し上げて、注意を喚起していただき、その結果、特に心配だというのが飯館村とか川俣町とか、あるいはいわき市になりますが、そういうところのお子さん千八十人に対して、甲状腺がんの心配がございすので、甲状腺腺

の等価線量というのをはかつていただいて、問題ないということを確認した。そういう形でSPEEDIというのは活用されてございす。

〇近藤(三)委員 今の班目委員長の御答弁、大変大きな問題発言だと思ひます。

単なる気象予測であるというふうにSPEEDIのこの情報のことをおっしゃいましたね。これは単なる気象予測にすぎないというふうにおつしやいましたけれども、先ほど申し上げましたように、高木文部科学大臣の答弁からも、三月十六日時点で、SPEEDIのオペレーションの責任者は原子力安全委員会の委員長となつたわけですから。

三月十二日にSPEEDIのデータが官邸にアクセスされたんだけれども、情報の共有がなされなかつたということについては、五月二十日に枝野官房長官は陳謝してゐます。重要な情報を共有できなかったという事に対して国民に謝罪をされたのです。それは、官房長官がこのSPEEDIの情報を重要だと考えていて、同じ内閣で原発事故の対応に当たる責任者である班目委員長は、これを単なる気象予測であるというふうにしか思つておられない。これは官邸の中の意識、認識の不一致と言わざるを得ないと思ひます。全く官邸の中がばらばら。

今の発言は、官邸で枝野官房長官のもとで原子力発電の事故の対応に当たつておられる責任者である原子力安全委員長としては大変不適切な発言であると思ひますが、もうこれ以上議論をしていても、質問しても仕方がないので、次の質問に移らせていただきます。

これまで質問をしてきましたように、このSPEEDIの問題は、単に情報の隠ぺいという問題だけではありません。第一に、菅政権の国会軽視、ある存在、ある情報、存在している情報を出さないということ、国会議員の質問に、データのないことを前提に不毛な答弁を繰り返す。第二に、SPEEDIのデータを使つていれば、一律同心円での避難指示ではなく、適切な対応ができ

たのではないかという、避難された方々に直接影響した問題であるということです。第三に、SPEEDIにこれまで二百二十億円の巨額の予算を投じて有事に備えていました。しかし、本当に大事なときに全くこのデータが役に立たなかつた、いえ、役立てることができなかった。これこそ菅政権による税金の無駄遣いです。前回の総選挙で自民党政権の無駄を追及した民主党の言葉、を、きちんとこの場でお返ししたい思ひで私はいつぱいです。

このように、SPEEDIの問題は内閣全体の問題です。以上の数々のSPEEDIをめぐる問題に対する内閣の責任について、担当大臣として、海江田大臣、総括として見解を明らかにしてください。

〇海江田国務大臣 近藤委員にお答えをいたします。SPEEDIにつきましては、原子力防災活動において、放射性物質の放出のタイミングが明らかになつているときなどに、放出時点での気象データを活用して放射性物質の拡散する方向などを予想し、避難などに役立てるためのものである、これはSPEEDIの定義でございす。

先ほど班目委員長は、気象情報だというお話でありましたが、今お話をした放射性物質の放出のタイミングが明らかになつているときは、それと気象情報が加わつて、まさにこのSPEEDIが役割を果たすわけですが、その前段のところは欠けていたということであるという発言をされたのではないだろうか。これは私の解釈でございすから、違つておれば後で御本人から訂正をいただければいいかと思ひますが、とにかくそういう性質のものであるということとをまず第一に御確認をいただきたいということとをまず第一に

そして、特に、今回の事故につきましては、地震による通信の支障や電源喪失により原子炉のデータが入手できなかったことなどから、原子炉からの放射性物質の放出の見通しなどが不明であつて、当初の避難には結果的に活用することが

できなかったという事で、今冒頭にお話ししたことを少し詳しくお話をしたわけでございす。そして、その後、放出量のデータなどがそろい、SPEEDIを活用した取り組みを現在進めていくところであります。

先般も、原子炉建屋に、これは一号機でございすますが、人が入つて線量の調査をやる、あるいは一号炉の中の調査をやる。人が入りましてその中に冷却の装置をつけないといけないものですから、その建屋のドアをあけなければいけないという必要が生じてまいります。この建屋のドアをあければ、当然、建屋の中は大変高濃度で汚染されておりますので、その空気が環境中に漏れることがあつてはいけないということで、まさにSPEEDIを利用したこの評価を公表しているというふうな形で具体的に役立てております。

今後、せっかくあるいい制度でございす、それから炉の状況もわかつてまいりまして、放射性物質がどのくらい出るかというふうなこともある程度推量できますので、そうした情報をもとにこのSPEEDIを活用していきたい、そう考えております。

〇近藤(三)委員 少なくとも、このSPEEDIの一番最初の情報でどの方向に風が吹くかということはわかつたはずなんです。本日に、これは、初期の段階ではこの情報が大変必要な情報、大事な情報だつたはずなんです。そのために、避難区域となつた双葉町の方々は、放射線量の高い、後に計画的避難区域の飯館村に多数避難することになつてしまふ、また避難する場所を移動しなければならぬ。SPEEDIの初期のデータが生かされていれば、当初の福島第一原発から一律同心円の避難も回避できたかもしれない。そして、一時避難した飯館村から再び避難場所を変えるというふうなことはなかつたと思われます。まさにこれは人災であるということで、今後、この情報の取り扱いに十二分に注意をしていただきたい、危機管理を十二分に行つていただきたいという気持ちから、このように何度も何度も重ね

て質問をさせていただいているわけです。

続きまして、原子力事故が発生してから七十五日がたちます。放射性廃棄物の所管官庁についてお聞きします。

環境省所管の廃棄物処理法第二条の定義によりますと、「放射性物質及びこれによって汚染された物を除く」とあります。これを以下放射性廃棄物と言わせていただきます。

この放射性廃棄物は、環境省の廃棄物処理法では対象外になっているということです。一方で、経済産業省が所管します、原子炉等規制法で扱う放射性廃棄物があります。廃棄物処理法で対象外となっている放射性廃棄物と原子炉等規制法で扱う放射性廃棄物は同じものを指すのですか。

つまり、環境省所管の廃棄物処理法で対象外となつて放射性廃棄物については、すべて原子炉等規制法で拾っている、つまり放射性廃棄物について法律上の扱いはないということになるのかどうか、経済産業大臣、お答えください。

○海江田国務大臣 お答えをいたします。

炉の規制法では、これは発電所の中の放射性物質を溶びた瓦れき等ということでございますから、その意味では原子力発電所の施設を外れたところの瓦れき等についてはまさに法律の空白であるということとは、以前にも私は国会で答弁を申し上げております。

なお、付言いたしますと、これは五月の二日でございますが、まさに厚生労働省と私も経産省、それから環境省の三者で集まりまして、そうした福島県内の災害廃棄物、とりわけ放射性物質を溶びた廃棄物の取り扱いについての取りまとめを決めました。

○近藤(三)委員 今回の福島第一原子力発電所から放出された放射性物質によって汚染された発電所の外にある廃棄物は、廃棄物処理法と原子炉等規制法の対象に含まれない、その処理の方法が、法律上、まだ定まっていなと理解してよろしいわけですね。環境省にお尋ねします。

○樋高大臣政務官 お答えさせていただきます。

思います。

まず、お尋ねの放射性廃棄物についてでありまして、これも、これは、経済産業省令の中に、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第二条第二項第二号において「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」と定義をされているところでございます。

先生御存じのとおり、環境省で所管しております廃棄物処理法においては「放射性物質及びこれによって汚染された物を除く」とされておりまして、放射性物質によって汚染された廃棄物は、法律の対象から除外されているということでありまして、また、放射性物質によって汚染されたものということについての意味でございますけれども、廃棄物処理法には具体的な定義はございませんで、例えば、今いろんなお尋ねをいただいておりますけれども、どの程度汚染されたものが該当するのかが定められていないということでございます。

また、災害廃棄物という言葉でありますけれども、廃棄物のうち、地震、津波などの災害に伴って生じたものをいう、このように理解をしているところでございます。

なお、今回の震災に伴う災害廃棄物は、市町村が処理を今進めているところでありまして、先ほど海江田経済産業大臣からもお話ありましたとおり、福島県の災害廃棄物に関しては、放射性物質に汚染されたおそれがあるという御指摘がありまして、その取り扱いにつきまして関係府省庁が協力をして相互に検討しまして、五月の二日に福島県内の災害廃棄物の当面の取り扱いについて取りまとめをさせていただいた、こういうこととでございます。

○近藤(三)委員 関係省庁と相談をしてということであれば、発電所の外の放射性廃棄物は、例えば経産省と環境省、両省の共管であるというふうには理解していいわけですね。環境省に確認させていただきま。

○樋高大臣政務官 お答えさせていただきます。

○樋高大臣政務官 お答えさせていただきます。

今お尋ねの案件につきましては、関係の省庁と相談をしながら、しっかりと対策を講じてまいりたい、このように考えているところでございます。

○近藤(三)委員 法律上、複数の官庁が共管であるという行政事務については、省庁間で役割分担が決まっているというふうには理解していますが、今共管であるというお答えはなかったと思えます。つまり、共管というものは、あいまいな共管などはないわけ、省庁間で責任関係が明確になつていないということですか。

そこで伺います。

放射性廃棄物が環境省と経済産業省との間できつちりと役割分担ができていたのか、話し合いがいつているのか。放射性廃棄物の処理の各段階の役割分担は、共管であれば決まっております。ちなみに、放射性廃棄物の処理のためには、放射性廃棄物であるか否かの判定、処理方法の決定、被災地からの除去、運搬、処理、最終処分などの各段階をきちんと踏まなければなりません。それぞれどの工程のうち環境省に権限と責任があるのか、具体的な工程をお示しください。

○樋高大臣政務官 お答えさせていただきます。

放射性物質によって汚染されているおそれのある災害廃棄物につきましては、まずどのように処理していくのかを具体的に定めることが必要であるというふうな考えをしております。その上で、政府として立法措置が必要かどうかを検討することが適切であると思っております。

現在のこの状況の中で、関係の省庁が緊密に連携をとり、まずはしっかりと対策を講じていくというところが大切であらう、このように考えているところでございます。

○近藤(三)委員 震災から七十五日も過ぎているんです。このように所管の省庁も放射性廃棄物の定義も決まっていな。そもそも、裏づけとな

る法律がないわけです。このような状態で、総理は、正月までに原発事故の被災者のふるさとへの帰還にめどを立てる、こんなふうにおっしゃっているんですけれども、本当にそんなことが実現するのでしょうか。お正月のふるさと帰還の前提となりますのが放射性廃棄物の除去ということになると思うのですが、それにもかかりませず、放射性廃棄物の定義も、原子力発電所以外の放射性廃棄物の処理の所管官庁も決まっていなというのでは、本当に正月のふるさと帰還は実現できるのかどうか、甚だ怪しくなつてまいりました。

本件については、現行の法令で対応できないということは、特別立法の制定を前向きに進めておられるのかどうか、五月十五日からようやくこの問題について動き出したやに伺っておりますが、現状をお聞かせください。

○樋高大臣政務官 お答えさせていただきます。

先ほどの話の繰り返しで恐縮でありますけれども、今現在、関係の省庁あるいは福島県と緊密に連携をさせていただいて、しっかりと対処させていただくということとあります。

一方で、今後、立法措置が必要であるかどうかというについては、検討することが適切であろうというふうに思っております。

○田中委員長 質問者の質問の趣旨をしっかりと把握して答弁をしてください。まだ近藤さんの質問に十分答えていないと思しますので、その辺を明確にしてください。

○樋高大臣政務官 恐れ入ります。

先ほど申し上げさせていただきましたが、福島県内の災害廃棄物の当面の取り扱いをまとめさせていただいたことはお話をしたところでござい

ます。これに基づきまして、環境省におきましては、仮置き場及び周辺でモニタリングを実施させていただきま。災害廃棄物安全評価検討会の第一回の検討会を五月の十五日に開催いたしまして、その取り扱いについて検討を行っているところで

ございます。
この検討会でモニタリング調査の結果を評価いたしました。災害廃棄物の集積による周辺の空間線量率への特段の影響や、それによる周辺住民の方々の健康への影響はないことを確認し、五月十七日に結果を公表させていただいたところでございます。

また、この検討会で、この調査結果などから通常の処理が可能と考えられる地域の範囲についても検討をしているところでございます。

今後とも、関係省、福島県などと連携をして、安全かつ適切な災害廃棄物の処理を進めてまいりたい、このように考えています。

○近藤(三)委員 そういうことを聞いているわけじゃなくて、特別立法の制定に向けて動きがあるのかどうかというのを伺っているわけです。

この問題は、水素爆発が立って続けばならなかったから、菅内閣が早急に対応しなければならなかった課題なんです。それが、今、何も決まっていないうちで、引き続き検討をするというお答えをいただいたので、私は愕然としております。特別立法の制定ないしは現行法の改正の必要性があるというふうに感じております。

いずれにしても、スピード感が大変必要だと思えます。特別立法を制定するにしても、現行法を改正するにしても、会期を延長してでも本通常国会に提出すべき事項と考えますが、経済産業大臣の見解をお聞きいたします。

○海江田国務大臣 会期云々は国会でお決めのことでございますので、私からはあれこれ申し上げることはできません。

○近藤(三)委員 きょう取り上げましたSPEEDIの取り扱いも、事故発生時の初動の大事なときに全く役に立たなかったという残念な結果が出ております。そして、放射性廃棄物処理についても、法律的な位置づけ、処理の対象範囲、処理方法が決まっていないうこと。いずれもツール、遅過ぎる。対応が、スピード感が全くないということなんです。

スピードデー、ネーミングのように今後はスピードを重視した対応を政府に求めまして、時間が来ましたので、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。
○田中委員長 近藤三津枝さんの質疑は以上で終了いたしました。

次に、稲津久君。
○稲津委員 公明党の稲津でございます。

きょうは、大要二点お伺いしたいと思っております。一つ目は福島第一原発の事故による賠償支払いについて、もう一点が政府の核燃料サイクル政策についてということで、この二点を伺わせていただきます。

最初は、福島第一原発事故の賠償支払いということなんですけれども、東京電力は今回のこの事故に関して、避難住民の方々に賠償の仮払いということ、これはもう既に発表になっておりますけれども、一世帯当たり百万円ということで、五月の二十日までに申し込みを受け付けた五万四千件のうち、約半数に当たる二万七千件の支払いを終えた、このように発表がありました。残りの半数の支払いはどのようになるのか、まずこの点からお伺いをさせていただきたいと思えます。

○海江田国務大臣 お答えを申し上げます。

今の、避難を余儀なくされた方々への仮払金でございますが、今、半数以上進んでいるかと思えます。今ちょっとノートがばんの中に入っておりますので正確な数字をお答えできませんが、土日は振り込みが滞りますので、月曜日は一日八千件ぐらいとか、かなりのハイスピードで進んでおります。

ただ、これからは、いろいろな意味でその支払いの確認等が難しい方に対する支払いなどもございますが、今、仮払いの支払いのために人をあてがっております。本当にそれこそ力を入れてやっておりますが、五百人あてがってやっておりますので、スタートしてからは比較的早く進むものと思われま。

○稲津委員 各地に避難を余儀なくされた方々でございまして、いずれにしても、漏れなく速やかに実施されることをお願いさせていただきます。

そこで、次の質問についてはこれまででも何度かこの委員会で大臣にお答えいただいております。けれども、避難者個人の賠償金仮払いのほかに、中小企業等々、それから農林水産事業者の方々等への仮払いの件、この点について改めてお伺いしますけれども、状況はどのようになっているか、御答弁いただきたいと思えます。

○海江田国務大臣 ノートがつかまりましたので、済みません。

五月の二十四日の時点で、振り込み依頼済みが三万九千五百九十八件でございます。ですから、およそ八割に近い、四万件ですから八割弱です。七割五分強ということが現状でございます。

○中山大臣政務官 ただいま大臣の方から、個人の仮払いのお話がありました。四万件、ある程度済んでいるということでございますが、一番大切なのはやはり日々生きていくということで、どうしても、御商売をやっている中小企業者であるとか農林水産者、こういうところに早く手当てをしなければ商売が復活しない、これは非常に重要なところでございまして、私たちが商工関係の例えは商工会議所とか中央会であるとか全国連であるとか、こういうところを通じて、できる限り早くお払いをするというふうな方向でやっております。

本当に、半分ぐらい出すわけなんです。余りにも細かくやっていますといつまでも払えないというところで、仮払いですから、ある程度また残ったものを後で出すということで、とにかく早く出すということを前提にして今やっております。大分進捗状況は前の方に行っております。五月末ごろまでの仮払い開始を目指しておりますので、ぜひそのころには始めたいと思っております。

○稲津委員 五月末に向けてという御答弁をいただきました。ぜひこれはお願いをさせていただきます。

たいと思えます。
いずれにしても、これは東京電力が支払う、それに対して政府としてそこを働きかけていくという趣旨での御答弁だと思ふんです。ただ、ここで一つ問題なのは、原賠法の中にも国による援助ということが書かれているということ、それから、先ほど来質疑がありました。その中でも、原子力発電というものが国策で進められてきたということ、こういうことをあわせて考えていきますと、国も賠償責任を負うべきではないのか。こういうことについてのお考えはどうでしょうか。

○海江田国務大臣 先ほどお答弁を申し上げましたけれども、国は、エネルギー政策の中で、原子力発電を大変大きく位置づけてきた。そのために種々後押しをしてきたということであり、これはまさに、国の責任で、エネルギー政策の中で原子力政策を推し進めてきたということでございます。

それと、いわゆる原賠法、原子力損害賠償法で決まっております事業主、これは電力会社が第一義的に、無過失であっても無制限の賠償責任を負うと。もちろん、三条のただし書き適用にはならないという判断でございますので、無制限な責任を負うということ、どういふふうなその位置づけをするかということは、確かに議論はございます。

ですから、そこで、この原子力損害賠償法におきましても、まさに国の支援でございまして、その支援の中に、今回、関係閣僚会議でまとまりました、支援の機構をつくりまして、そして資金をしっかりと流していくということ、これも支援の一つではなからうかと思っております。

○稲津委員 原賠法の第十六条に国の措置のことが書かれておりました。御案内のとおりですけれども、「原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」とあります。そして、今回の政府がつくったスキームなんですけれども、このスキームは、機

機

構をつくって、その機構に対して国が援助をする、この機構から今度は東電に対しての例えば資金交付等を行う、こういうことになっています。ここがどうも、では、直接東電に対しての援助をするというスキームではいけなかったのかどうかということも、これは議論の余地があると思うんです。

もう一つ大事なことは、国の賠償責任は本来にないのかということも改めて私はしっかり検証し、見詰める必要があると思います。

先般、電気事業連合会の政府への要望の中にも、原賠法に国の援助ということが明記されているということを踏まえて、原子力は国策で遂行されてきたことから、東京電力だけではなく国も賠償責任を果たしていくべきだと考えます、こう明確に要請がありました。

このことについてはまた別なときに質疑をさせていただきます。次の質疑をさせていただきますけれども、ただ、一点だけ言わせていただきますと、数歩下がってこの問題を考えたときに、原賠法に国の援助という書きぶりで終わっている、具体的に、もし本当に国の賠償責任を求めていくとすると、新しい法律が必要になるんじゃないか、こういう議論があると思います。

しかし、数歩下がって考えたときに、今回の原発の事故で避難を余儀なくされた方々、そうした方々の計画的避難ですとか警戒区域を設定したのは、ではだれが設定したのか。これは間違いなく政府が決めて、そして、どうか避難していただき。こういうことは具体的に言っているわけですから、私は、国の賠償責任がなしとは言えない、このように思います。このことは、別にまた機会をつくって、少しじっくりと議論をさせていただきます。と思います。

次に移らせていただきたいと思います。

次は、政府の核燃料サイクル政策についてなんですけれども、先般、北海道電力が経済産業省原子力安全・保安院に輸入MOX燃料体の検査申請

をした、このように報道されました。この報道は事実であるというふうに認識しておりますけれども、それでは、今後、この申請をされた以降の経過はどのようなふうになっていくのか、この点についてまずお示しをいただきたいと思っています。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

原子力安全・保安院は、委員御指摘のとおり、五月二十日付で、北海道電力から泊発電所三号機で使用いたしますMOX燃料の輸入燃料体検査申請書を受理いたしました。

今後、燃料体の設計や事業者の試験計画、品質保証活動の計画等に対する書類審査や製造された輸入燃料体に対します外観検査、こういったことを行いまして、技術基準の適合性確認を厳格に行うところでございますけれども、これから北海道電力と海外の製造会社との間で、製造会社においてこれから製造が始まるという段階と承知してございます。

○稲津委員 それでは、ほかの原子力発電で、今後この申請を計画しているところはあるのかどうか。実際にこの時点で、申請をぜひさせていただきたいというふうなお示しがあるのかどうか、この点についても伺いたいと思います。

○寺坂政府参考人 ほかの原子力発電関係での輸入MOX燃料体の検査申請でございますけれども、事業者のプルサーマル計画によりまして、計画という意味では、まだ具体的に申請があるものではございませんけれども、既にプルサーマル計画の安全審査を終えておりますところが四基ございます。その内訳は、安全審査が完了しているという意味におきまして、電源開発の大間、東北電力の女川発電所三号機、中国電力の島根発電所二号機、それから、現在まだ安全審査中でございますけれども、北陸電力の志賀発電所一号機、これを合わせまして四基ございます。これはまだ具体的に燃料体の検査申請が上がつてきているものではございません。

それから、現在MOX燃料の検査申請がなされておりますのが、先ほどの北海道電力泊発電所三号機のほかに、関西電力高浜発電所の三号機がございまして、この二基分でございます。

○稲津委員 これから恐らく順次この申請が上がつてくるんだろうというふうに思いますけれども、一つは、なぜこの時期にというお声がありまして。福島原発が、これからのように収束させていくのかというところにあつて、その渦中、なぜこの時期か、本当に大丈夫なのか、これが寄せられている率直なお声かと思っております。

その上で、今、北海道電力の申請に関するについてお聞きをさせていただきましたが、それでは、今度は、具体的に政府の核燃料サイクルの政策について伺いをさせていただきますかと思っております。

まず一点目、高速増殖炉のことでございます。そもそも、プルトリウム利用というのは資源の有効活用というところから始まった。原発で生まれるプルトリウムを、本来は高速増殖炉で使う計画であった、このように承知をしております。高速増殖炉の計画については、「もんじゅ」のナトリウム漏れの事故から進んでいない、このような認識に立っておりますが、そもそも、プルサーマル計画というのは高速増殖炉の実用化までのつなぎの位置づけだ、こういう考えもありまして、「もんじゅ」については、ナトリウム事故以降、昨年の八月には、今度は原子炉の容器内に装置の一部を落としてしまうという事故が発生しました。そして、試運転が延期となり今日に至っているという状況です。

このような状況の中で、大臣は、高速増殖炉計画、あわせてプルサーマルの計画、どのように認識をなされて、今後どのようにこの計画を進めていくかというところなのか、この点について伺いをさせていただきます。

○海田田国務大臣 プルサーマルにつきましましては、これまで、各電気事業者が地元への理解を得た上で順次導入を決定し、導入を進めてきたところでございます。それから、高速増殖炉につきましても、これはまさに委員おっしゃるとおり、将来

の実用化に向けて、文部科学省と連携して研究開発を行ってきたところでございます。そして、今御指摘のような、特に「もんじゅ」の事故、あるいは「常陽」のふぐあいなどもございました。

今現在の扱いでございますが、今回、東京電力福島第一発電所で大変大きな事故も起きた。そして、三号機では、これはもう言うまでもございせんけれども、プルサーマルが導入されていたというところもございまして、今回の事故の検証を踏まえて、そして各界の御意見も聞きながら、これからこの問題の方向性について議論を進めていきたい、こう思っております。

○稲津委員 私は、このプルサーマルの安全性がどこまできちんとしているのかということが一番大事な要諦だと思っております。

その上で、さらに聞かせていただくと、今大臣からお話のあった福島第一原発の三号機、これはまさにプルサーマル発電ということ、この三号機について、MOX燃料を使用していたがゆえに被害が拡大したとか、そういう事実があるかどうか。この点について簡潔にお伺いしたいと思います。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

一日、二十三日、東京電力の方で、水位計が示しておる水位などから、実際の水位が低いことを仮定した場合に、三号機に関しましては、燃料ペレットが溶融して圧力容器底部に落下したであろうという、その解析結果を公表してございます。

炉内の状況にしましては詳細が不明でありますけれども、燃料ペレットが溶融し、落下している可能性はあるというふうにご覧いただけます。ただ、現状におきましては、全体といたしまして、圧力容器周りの温度あるいは注水量の変動、そういったものから、安定的に冷却できていると判断をしているわけでございます。

それで、MOX燃料との関係でございまして、三号機に装荷されておりました、備え付けられておりましたMOX燃料ペレットは全体の燃

料の五%程度のものでございます。したがって、ウラン燃料だけの炉と比較いたしまして大きな差があるというふうには考えてございせんけれども、MOX燃料ペレットの融点はウラン燃料に比べますと多少低い、そういう要素がございす。そういったこともございすので、燃料ペレットが溶融しているというようなことになりますと、このMOX燃料ペレットも溶融して圧力容器底部に落下しているということは可能性としてはあると考えてございます。

○稲津委員 今三号機は比較的安定しているというお話だったので、私は、一号機、二号機は比較的安定しているけれども、三号機については温度が割と上下している、このようにも聞いております。この点について確認をしたいことと、もう一点は、それでは、そういったことがMOX燃料を使っているがゆえにという、科学的根拠に基づいてそういう判断ができるかでないか。この二点、お聞かせいただきたいと思ひます。

○寺坂政府参考人 三号機の温度に關しまして変動がある、一時高いこともあり、最近はやがてきておりますけれども、そういうふうに変動があつたのはそのとおりでございます。

それがMOX燃料との関係かどうか、そもそもそういう温度の上下に關しまして、どういう要素によるものかというのは確定できているものではないけれども、あわせて、それがMOX燃料との関係があるのかどうかということについては確定的なものはまだ持ち合わせておりません。

○稲津委員 科学的な見地に基いてということ、今のところ十分御説明できないのかなと思ひます。

もう一つは、この福島第一原発の敷地内からプルトリウムが検出されているということ。これは例えば、三号機のMOX燃料から飛散したのではないか、このような声も一部あるんですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○寺坂政府参考人 委員御指摘のとおりでございます。東京電力の福島第一原子力発電所敷地内におきますプルトリウムに關します調査、これを測定し、随時その結果は公表しているところでございす。

一番新しい数字で、五月五日に採取した土壌からの数字がございすけれども、そこにおきましてもプルトリウムが検出されております。プルトリウムの濃度そのものは、過去の大気圏内の核実験によりまして既に国内他地域で観測された、フォールアウトと呼んでおります、そういったものと同様のレベルでございすけれども、そのプルトリウムの内容を考えました場合に、これが今回の福島第一原子力発電所の中から出てきたものであるというふうには考えてございす。

ただ、通常のウラン燃料でございまして、燃焼の進展に伴いプルトリウムが生成されます。したがって、土壌からの今回のプルトリウム検出が三号機のMOX燃料に由来したものなのかどうか、これにつきましては特定することは難しいと考えてございす。

いずれにいたしましても、敷地内の土壌モニタリングは継続いたしまして、結果については注意しながら見てまいりたいと考えてございす。

○稲津委員 三号機から出たものかどうかということについては、これはなかなかわからないということでございます。ただ、いずれにしてもプルトリウムが実際に検出されているというのは事実であるということ。

私がここで申し上げたいことは、MOX燃料というのは、ウラン燃料に比べて、原子炉の制御が比較的難しいというのが通説だ、このように伺つております。そう考へていくと、事故が起これば多くのプルトリウムが放出されて、結果、被曝量も多くなるのではないかと、こういうことが基本的には考へられると思うんです。ただ、そのところについては、では具体的にどう検証できるかという、なかなかそれは難しいという今の質疑のやりとりでございすので、それはよしといた

しましても、いずれにしましても、しっかりとした検証を含めて、丁寧にやっていただきたい、このことを申し上げたいと思ひます。

もう一点、最後の質問になりますけれども、これは大臣にお伺ひしたいと思ひます。

エネルギー基本計画の見直し、それから、それに関する、それに付随したような、総理を初め大臣等の御発言。それから、これは非常に大きかつたんですけれども、総理の浜岡原発の停止の表明、これは先般も質疑させていただきましたが、やはりどうも唐突な印象を与えてしまったということ。

私は、原子力発電に対する基本政策ということについては、安全対策も含めて、政府は十分に説明をしていかなければならない、このように思つておりますが、この点について最後に大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○海田田国務大臣 稲津委員にお答えをいたします。

エネルギー基本計画というのは、法律にのつとめて、専門家あるいは広く国民各層の意見を聞いて決めるなければいけないものだというふうにして、思つておりますので、これからエネルギー基本計画を見直していく中で、当然、国民各層の意見を聞いていく。

それから、今回の事故の総括ですね。先ほど委員が御指摘になりました三号機の問題とMOX燃料の問題というのは実は私も大変関心を持つておりまして、この温度が非常に不安定だと。これは水を入れれば、水の量をふやせば冷えるわけですが、ただ、なかなかそれが安定的にという状況にはならないのかもしないかということでありまして、これが本当にどういう原因でそういう状況になっているのか、まだ炉の中の状況も正確にはわからない状況でございすから、そういう問題もございす。

そして、MOX燃料の問題、あるいは先ほど御指摘のありました高速増殖炉の問題、こういった問題もエネルギー基本計画の中で、しっかりとそ

うした問題についての考え方もまとめた上で基本計画というものを定めなければいけないと思つておりますので、余り急いで、すぐに、こういう形だということを決めることはできませんが、やはり今回の東京電力福島第一発電所の大変深刻な事故も踏まえた上で、新たな我が国のエネルギー政策をしっかりとものにしていきたい、そう思つております。

ぜひ、国会の議論というの、これもまた大変大切な議論でございすので、それもエネルギー計画の中で反映をさせていきたいと思つておりますので、どうぞ建設的な御意見をちょうだいしたいと思つております。

○稲津委員 最後にこのことを申し上げて終わりたいと思ひますけれども、やはり菅総理の原発についての、あるいはエネルギー政策についての基本的なお考え等が、発言がどうもぶれるという印象をぬぐえません。

それは、先ほど申し上げましたように、浜岡の原発停止の、何度が繰り返して申しておりますけれども、どうも唐突のような印象を受けてしまう御発言、それからもう一つは、これは非常に大事なんですけれども、総理が核燃料サイクル政策について、重要性に言及したかと思つと、今度は見直しとされるような、そういう発言もなさつてゐる節があります。

例えば、六ヶ所村の核燃料の再処理施設について、いろいろ、るる述べた後に、白紙から見直したい、こう申された。今度、そうかと思ひますと、青森の核燃料サイクル施設は極めて重要な意味を持つてゐる、こういうお話をされてゐる。

だから、私は何を申し上げたいかと、二番目のテーマ、核燃料サイクル政策について、やはり政府として、例えばこはこはという形で進めていくんだ、これは大丈夫ですよ、こはこは心配ありません、こはこはしっかり検証していく、そういうことをきちんとお示しいただかないといけない。このことを最後に申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○田中委員長 以上で稲津久君の質問は終了いたしました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、きょうは、班目委員長に来ていただきまして、最初は何っておきたいんですが、今、再臨界のことがよく言われておりますけれども、それに先立つ基本的な問題として、制御棒が溶け落ちてしまったのか、健全であるのかどうかということ。このことが一つ大きな問題だと思いますので。

通常で考えると、ハフニウムの制御棒、これはハフニウムの物性値、融点が二千二百三十三度、ボロンにしても、ボロンについては融点が二千七十七度ですから、ジルコニウムが溶けるぐらいの温度、これは千八百五十二度が融点ということに一応なっていますけれども、蒸発している蒸気雰囲気中で仮に液面の上に燃料棒が出たとしても、そのジルコニウムが溶けるぐらいの温度で、輻射熱によってハフニウムとか含有炭化ボロン等が溶け落ちるということはなかなか考えにくい問題ではないかと思うんです。

だから、今回の事故によっても、制御棒なり制御棒がきちんと残っているのかどうか、その状態について班目委員長の見ていらつしやることを伺っておきたいと思っております。

○班目参考人 制御棒がちゃんと残っているかどうかですが、御指摘のとおり、制御棒も溶けていると思ひますし、燃料も溶けているというふうには思っております。

○吉井委員 通常は、制御棒というのはかなり融点が高いわけですから、これが溶け落ちるということは普通はないわけですね。冷却水等がまだ残っておりますと、熱伝導によっても冷却効果が効きますから、これは制御棒も溶け落ちるぐらい深刻であつたという見方だと理解していいですね。

○班目参考人 おつしやるのとおりで、燃料も溶け

ているということは事実でございしますので、当然、制御棒の方も溶けているというふうに認識してございします。

○吉井委員 そこで次に伺っておきたいのは、制御棒も溶けてしまつていて、燃料棒も溶けてしまつていて、ハフニウムの制御棒は、これは中性子を食う割合が非常に高い性質を持ったものから、これはまぎつたとしても、混合した状態で仮に燃料から高速中性子が出たとしても、かなりこれは食つてくれる可能性があると思うんですが、臨界反応を起こすということとはなかなか考え

づらい問題ではあると思うんですが、再臨界について、どういう条件のものなら福島原発の再臨界ということが考えられるのか、その条件についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○班目参考人 吉井先生の方が詳しいみたいなんです、制御棒だけが流れ出してしまつて、しかし、燃料の方は高温にもかかわらず形状とか配置などがそれほど変わらない状態で、かつ、中性子を減速作用のある、しかし不純物の少ない水が何かが燃料全体を覆う、そういう状態であるならば再臨界ということとは考えられるかもしれません。

○吉井委員 逆にハフニウムの方が非常に融点が高いわけですね。そうなりますと、再臨界ということとは極めて考えづらい問題であつたのではないかと、班目委員長のお考えを伺つておきます。

○班目参考人 私の認識としては、再臨界の可能性は極めて低いというふうに思つておりました。

○吉井委員 次に、寺坂保安院長に伺つておきますが、原子力安全・保安院は、どういう条件のものとなら、制御棒が挿入されていても、あるいは制御棒が損傷していても、その場合、臨界反応が起こり得るのか、あるいはまた、一度停止した原子炉の中で再臨界が起こるのかということについて、どういふお考えでしたか。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。一般的に、今、どういふ条件でというのを申し上げるのはなかなか難しいというふうに思つてご

ざいませけれども、先ほど班目委員長が御答弁なさいましたような非常にまれなケースで、そういった状態の中で、その可能性がゼロかと言われれば、可能性はゼロではないというふうに考えているところでございします。

○吉井委員 政府・東京電力統合対策本部のメモを見ておりましたら、最初、十九時ごろから海水注入をやつたときにはボロンは入れていないんですね。再注入するときに再臨界を防ぐための硼酸投入開始というふうになつていて、その指示なんですか、それは原子力安全・保安院の方からの指示なんですか、それとも東京電力の独自の判断なんですか。

○寺坂政府参考人 私どもとしては、保安院からの指示というよりも、その時点におきましては関係者が集まつてさまざまな議論をしていたというふうな承知しておりますので、そういった中で、ボロンの投入につきましては、念のためにする必要がある、そのような認識に立つて実施されたものというふうに考えてございします。

○吉井委員 つまり、最初注入したときは東京電力は入れなかつたけれども、再注入のときは東京電力の判断で再臨界を防ぐためにボロンを入れた、こういうふうにお考えだと理解していいですね。

○寺坂政府参考人 先ほど申し上げましたとおりでございまして、関係の者が当時集まつてさまざまな話をしていて、承知をしてございします。そういう中で、ボロンの投入についても実施をされたというふうな考えているところでございします。

○田中委員長 答弁者に申し上げますが、質問にしっかりと答えてください。というのは、東京電力が指示をしたのか、あなたのところで指示をしたのかということ聞かれていて、それですから、今の答えでは、あなたのところでしたという、しないような、はっきりわからない答弁ですから、その辺を明確にしてください。再度答弁してください。

○寺坂政府参考人 失礼いたしました。

私どもが当時の関係者などから聞いております限り、原子力安全・保安院として、ボロンの投入について、明示的に具体的な形で、具体的な人物が指示をしたというふうなところは確認ができておりません。

○吉井委員 さつぱりわからないですね。要するに、東京電力の判断でやつたのか、原子力安全・保安院の判断で、つまり、政府の指示でやつたのか、政府と東京電力で統合本部をつくりながら責任のなすり合いをやつていただけでは、さつぱり物事はわからないということだけ申し上げておきたいと思ひます。

次に、中性子線の計測の方なんですけれども、検出限界は○・○マイクロシーベルト・パー・アワーですが、伺つたところでは、三月十日までの地震が起こるまでのデータでは、大体ゼロから○・○マイクロシーベルト・パー・アワーで、これは計測器の検出限界で、中性子が確実に原子炉から、まあ、炉が分厚いですからかなり遮へいされるわけですが、幾らか漏れてくる、そういうものがあるのかどうかかわからないぐらいのものであつた。まあ、宇宙放射線等自然のものである可能性が高いというお話でした。三月十一、十二日のものもゼロから○・○マイクロシーベルト・パー・アワー、三月十三日は○・○マイクロシーベルト・パー・アワーが六回検出、○・○二が四回検出ということで、場合によつては水素爆発の影響もあるかもしれないというところですが、いずれにしても、その後また通常のレベルに戻つてきているということです。

そうすると、検出値が小さくて、これは臨界に起因するものではなくて、宇宙線など自然界に存在するバックグラウンドの検出だということになりますと、そもそも再臨界の可能性もなかつたし、その後再臨界という状況もなかつたと理解していいのかというふうに思うのですが、この点、班目委員長。

(委員長退席、楠田委員長代理着席)

○班目参考人 私としては、再臨界があつたという可能性は限りなくゼロだと思います。

○吉井委員 班目委員長に引き続いて伺つておきたいのは、原発の、分厚いですから遮へい効果で地震前に中性子の検出はない、もし地震直後に敷地内でかなり計測されておれば、制御棒が全部入ったはずが、入り切らないものがあつたりして部分的に臨界状態があつたかもしれないという評価はできる場合があるかと思うんですが、しかし、大体一〇〇%挿入されておつたというふうにみないでいい状態かと思われませんか。

今度は、地震直後に計測されていない場合、原子炉は停止していた、その後も中性子検出がなければ、海水注入をしても、塩化ナトリウムが入らないの問題はあるにしても、要するに水で高速中性子を減速し冷却するわけですから、これは真水であれ海水であれ、海水を使いますとプランクトンは腐食されていきますが、再臨界の問題というのはそもそも考えられない問題だろうと思うんです。

この一号機について、三月十一日から十二日の原子炉の状態というのはそもそもどういうものであつたのか。先ほどハフニウムの制御棒が溶け落ちたというお話もありましたが、炉心も溶融した。どちらが先でどちらが後でということもいろいろあると思うんですが、安全委員長としては、どういう事態が進行していたというふうにお考えなのか、伺つておきます。

○班目参考人 その段階ではプラントのデータは非常に限られております。それで、どういう状態とすることはつきりは言えませんが、部分的な溶融は起こっているというふうに考えております。

その場合、当然、燃料もある程度溶融しているだろうし、制御棒の方も程度溶融しているだろうというふうに思っております。

○吉井委員 海江田さんにちよつと伺おうと思つたら、いなくなつたので後回しにするとして、やはり自然科学の立場に立てば、よほどの条件

が整わない限り、再臨界を考へるということとは非常に難しい問題だつたと思うんです。中性子線の測定データからしても、余りそれはうかがえないというふうに思うわけです。

近ごろ、何か東京電力と政府の間で注入問題をめぐつて停止を命じたとか再臨界についての議論がどうだつたとかいろいろ議論がされているようですが、私は、政治家の失敗を学者のミスだというふうにしてしまうのは正しくないと思つておるんです。

それで、大臣が戻つてこられたので伺つておきますが、実は、昨年の四月九日の当委員会、直嶋さんが経産大臣のときですが、「メルトダウン」というようなことを起こさない、このためのさまざまな仕組みをつくっている」という、これは直嶋さんの答弁だつたんですが、当時の政府の考え方というのは、今既に明白に誤りであつたことが実証されていると思うんですが、これは海江田大臣に伺つておきます。

○海江田国務大臣 当時の考え方が誤りであつたということではなしに、今回、東京電力福島第一発電所で起きた事故の結果、そうした努力が実際のものとならなかつたというのが真実だろうと思います。

○吉井委員 メルトダウンを起こさないさまざまな仕組みをつくっていると言つたんです、あらゆる過酷事故に備えてメルトダウンを起こさない仕組みをつくつていふと、いろいろな実例を挙げて、全電源喪失の問題とかやつていったんですが、大丈夫だというのが当時の大臣の答弁だつたんです。

だから、当時の考え方が間違つていたことはいふと、当時の考え方が間違つていたことはいふと、これは今大臣として明確にしておかなきゃいけないんじゃないですか。

○海江田国務大臣 メルトダウンということはどういう中身を示すのかということ、これまたいろいろな幅のある概念であります、結果的にすべての燃料が溶融をして、圧力容器などの格納容

器なのか、さらにもつと下なのか、落ちてくることは事実でありますから、おつしやるようなメルトダウンは現実起きていたということでありまして、ただ、一年前の段階で、そういうことが起きないように努力をするというその決意が述べられたものだと思ひます。その決意というものは大変必要なわけで、それが現実にならなかつたというところから反省をして、本当に再びメルトダウンを起こさせないためにはどういふことをすればいいのかということ、これからの原子力行政の中にしっかりと生かしていきたい、こういうことでございます。

○吉井委員 実は、あの事故の後、原子力安全・保安院の方は、まず緊急安全対策を指示して、その結果として五月六日に各電力事業者において適切に実施されているものと判断したと公表したわけですね。

これはしかし、女川原発一号機の建屋を見ますと、最高二千ガルを超えているんですよ。針が振り切れてしまつた。そういう加速度を記録して、大体六百から七百余ガルの機器の故障、損傷等がわかつているわけなんです。二〇〇七年七月十六日の新潟県中越沖地震のときにも、実は柏崎刈羽のタービン建屋で二千ガルを超えているんですよ。その大きな地震のときに、際どいところまで行つて何とかとつたんですが、損傷箇所数は三千五百カ所を超えているんですよ。

緊急対策では、二千ガルの地震に遭遇したときに原発プラントの健全性がどうなるのかということとを調べてからでないと、適切に実施されているというところは簡単に言えないと思うんですが、どうですか。

○寺坂政府参考人 三月三十日に各電力事業者に対し指示いたしました緊急安全対策でございますけれども、これにしましては、津波の問題を念頭に置きまして、すべての交流電源あるいは外部との熱交換による冷却手段が失われまして、外部からの注水などによりまして原子炉を管理された状態に維持し、多量の放射性物質の放出を回避するための措置として各電力会社に指示をしたものでございます。そのような意味におきましては、津波に対する緊急安全対策ということでございました。

それ以外の部分が本格的に含まれていないということについては、そのとおりでございます。

○吉井委員 まず、二千ガルというのは、柏崎でも女川でも、多分福島でも、建屋についてはさうだと思ふんです。ですから、もとの耐震設計指針そのものについて、根本的に見直しをしてからこうしたチェックをやらないと地震対応ということにはならないと思うんです。

津波について伺つておきますが、例えば島根原発の場合、津波の引き波の想定というのは、これは島根原発でも伺つておりますが、標準海面からマイナスイ・七メートルなんです。ところが、機器冷却系、すなわち、原発停止のときのRSWポンプの海水引き込み口の水位というのは、一号機でまだマイナス二・四メートルのままだんですよ。二号機はマイナス三・五メートルなんです。

よ。つまり、引き波がマイナス五・七メートルという想定のところまでいつたら、幾ら機器冷却系のポンプを回してみたって、そもそも原発停止後の核燃料の冷却と機器冷却系が働かないんだから、海水で熱交換して冷却できないんですよ。そのことが、実は、私もさだめて島根原発に行つて改めてまだ直されていないということを知つたんですけれども、こういう問題について、問題であるのに適切に実施されているという判断を下してしまつたというのは、これはおかしいんじゃないですか。

〔楠田委員長代理退席、委員長着席〕

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、今回の緊急安全対策は、電源喪失といった事態を受けまして、すべての交流電源や外部との熱交換による冷却手段が失われても、外部からの注水などによりまして原子炉を管理された状態に維持する、そういった

ことをねらいとしたものでございます。

引き波によります水の確保につきましても、もとと、さまざまな検討が行われているわけでございますけれども、そういった場合において、やはり冷却手段が失われた状態においてどのような対応をしていくのかということでございますので、今回の緊急安全対策がカバーしている部分は相当あるというふうに考えているところでございます。

○吉井委員 私がこの問題を取り上げたのは五年も六年も前からなんです、要するに強い地震動で鉄塔が倒壊する、今回福島がそうだったんです、外部電源が失われる。押し波によって内部電源が失われる。引き波の場合、福島はたまたま震源域が近かったから引き波が小さいんですね、引き波の場合には冷却水そのものが失われてしまう。ですから、これを取り上げたのは二〇〇六年の三月、予算委員会ですけれども、それから五年たつんですが、まだ対策はとられていないわけです。

今回の福島第一の災害を考えた対策を当時から求めてきたわけですが、津波の押し波、引き波対策をとられていない全国の原発に対して、これは大臣として対策をとらせるのが当然のことだと思います。この考えを伺っておきたいのが一点。

時間が来たようですから、もう一点。事故のたびに想定外という言葉をよく使われるんですが、この言葉を使い続けるのはやめるべきだ。地震列島である日本で、もう原発依存のエネルギー政策そのものを根本的に変えていくという立場に立たなきゃいかぬと思うんですが、この二つの点について大臣に伺っておきます。

○海江田国務大臣 まず、後ろの質問からお答えをいたしますが、想定外を使わないということと原発政策をすべてあきらめるということとは、私はイコールにはならないと思っております。ですから、もう私どもは想定外という言葉は使わないつもりです、使っちゃいけないと思っております。

そして、最初の御質問でございますが、吉井委員はいつも貴重な御意見を提起をしてくれておりますので、大変貴重な意見だと承っております。

○吉井委員 想定外という言葉を使わないだけじゃなしに、指摘したのにやらなかったから今度起こったんですよ。指摘しているのに、島根ではまだ引き波対策もとられていないんです。こういうことで、これからの政策を変えずに原発中心にエネルギー政策を進めるとするのは、これは間違っていますから根本的に改めるべきだ、このことを申し上げまして、時間が参りましたので、質問を終わります。

○田中委員長 吉井英勝君の質疑は以上で終了いたしました。

次に、山内康一君。

○山内委員 みんなの党の山内康一です。最初に、原発事故後の全国の原子力発電所のその後の安全対策あるいは緊急点検についてお尋ねします。

スマトラ沖地震、インド洋の大津波のときというのは、二〇〇四年の十二月二十六日にマグニチュード九・一の地震がありました。その翌年の二〇〇五年の三月二十八日も、やはりスマトラ島沖でマグニチュード八・六の地震が起きました。さらに、二〇〇七年、その二年後の九月にも、やはりマグニチュード八・五の地震がスマトラ沖で起きております。そういう大きな地震が起きますと、その数カ月後あるいは数年後に同じく大きな地震が起きるといふケースは大変よくあることです。ですから、浜岡原発をとめた、それはいいとして、そのほかの原発の安全対策というののもやはり確認をしていく必要があるのではないかと思います。

外国の事例でいうと、フランス政府は、三月十五日、福島原発の事故の後に、フランス国内の全部の原発の安全検査、監査をやることを決めておりますし、お隣の韓国も、国内の原発全部を本格的に再点検しようというふうなことをやっております。

ます。日本も同じく、やはり、事故対応でお忙しいとは思いますが、同時に浜岡以外の全国の原発も含めて安全性の確認というのをもう一度やっていく必要があるんじゃないかと思えます。

経産省から事故後に出了たプレスリリースを拝見しますと、電源確保に関しては非常に事細かに通達が出ているようです。実は私、この月曜日、浜岡原発に視察に行かせていただきましたが、電源対策、あるいは緊急の電源確保関係の安全策は非常に一生懸命、早急にやられているんですけれども、抜本的な安全対策に関してはまだまだでありまして、経産省の資料を見ても、事故調査委員会の調査結果が出たら抜本改革をやりまうというふうな書きぶりになっていくように思えます。それではもしかしら遅くなってしまうかもしれません。なので、一刻も早く、本格的な安全対策の見直し、電源だけじゃなくて全般的な安全対策の見直しが求められていると思えますが、それについて、経産省のお考え、あるいは今後のスケジュール感についてお尋ねします。

○海江田国務大臣 お答えをいたします。

浜岡を見ていただいたということでございますが、私どもは、先ほどの吉井委員にも保安院からお答えをいたしました、まず、三月の三十日に緊急の安全対策というものの指示を行いました。これが、今委員御指摘のありました、主に電源の確保ということでございます。

ただ、この電源確保というの、これはあくまでも緊急、応急のための電源の確保でございますから、浜岡へ行ってごらんいただければおわかりいただいたように、例えばポンプも、いわゆる地元の消防団などが使っております可搬ポンプという、人力によって持ち上げることあるいはリヤカーなどに載せて動かすことのできる、そういう小型のポンプを何台もつないで、そして海から水をとってきて、放水の口がございいますから、そこへつなぐということであります。

これも、緊急ということであれば、万やむを得ない措置で、一応冷却水の確保はできるわけでございます。

ございますが、やはりこれを安定的なものにするためにはしっかりとした発電機などの設置が必要だろうということ、そういうことは全国にも通知をしてございます。

それから、言うまでもございません、抜本的という言葉を使っておりませんが、私どもは中長期的という言葉を使っておりますが、やはり津波の対策の防潮堤でありますとか原子炉建屋の水密化、あるいは空冷式の非常用発電機を高所に確保するようという中長期的な作業というものも指示をしております、これは一刻も早く整備をお願いいたしますという形で安全に備えているわけでございます。

○山内委員 浜岡のお話を続けさせていただきましたが、御前崎市の市役所にお邪魔しましたところ、浜岡原発の停止に伴って、いろいろな国の補助金、交付金みたいなものが減少して、非常に困るんじゃないかというふうな話を聞きました。

被災地というと、今は東北三県ばかりに目が行っておりますが、浜岡にしたって、これから地域経済に対する影響、雇用に対する影響、あるいは、地元の人々の話では、観光産業にも、浜岡が危ない、放射能が飛んでいるんじゃないかみたいな勘違いで旅行を取りやめているような外国の観光客もいると聞きます。

実は、静岡の浜岡の周りもある意味二次被害のような状況が生まれつつありますので、地方の自治体、御前崎市を初めとする自治体に対する国の支援が、今回、急にがくつと交付金の額が減ってしまったとか、そういうことが起きないようにしてはいただけないと思えますが、その点について経産省のお考えをお尋ねします。

○海江田国務大臣 御前崎の市長とは、私もついせんだつてもお目にかかりまして、今委員御指摘のような依頼を受けたところでございます。

そこでもお話をいたしましたけれども、交付金などは減らないということでございますが、ただ、一部の報道で、およそ十億円、国の交付金の減額があると。正確に言いますと、国の交付金は

そのうちの九億円の減額でございますけれども、これは今回の浜岡原子力発電所の運転停止とは無関係でございます。

これは、浜岡原子力四号のブルサール発電に係る交付金事業の実施を静岡県が見送ったことによるものでありますから、今回の私のものの措置とは無関係で、私どもは、これまでの発電の実績に應じた十割の交付金の支払いを行っていく。それから、発電の実績というのは過去二年でございますから、それから先についても、交付金の額は減らすことなくしっかりと支払いをしていくということをやります。

そして、その上で、二次被害と申しますか、観光業でありますとか、あるいは原子力発電所で働いていた人たちの数が減るのではないだろうか、種々御心配がありましたから、その点につきましては、私も経済産業省として、特に中小企業対策などにおいては万全を期していくということをお伝え申し上げます。

○山内委員 地元の人たちは大変不安に思っていると思いますので、ぜひ御配慮をお願いしたいと思ひます。

続きまして、海外における風評被害対策については、これまで質問をさせていただいてまいりましたし、経産省や外務省も取り組んできたのは承知しております。

最近、五月二十一日に、経産省と中華人民共和国商務部との経済貿易協力強化に関する共同文書というのをホームページで拝見しましてダウロードしました。その中で、「風評被害の防止のために、双方は、科学的根拠に基づき対応し、両国の貿易の円滑な発展を推進することで一致した。」と、「科学的根拠に基づき対応」、これは当たり前で、大変重要な点だと思ひますが、ただ、科学的根拠というところをきっちり詰めていないと、科学的根拠を理由にしていろいろな障壁を設けることもできるかもしれない。非常に高いハードルの科学的根拠を相手国が設けてしまうと日本の輸出が滞るということもあり得ますので、

具体的に科学的根拠というのはどういうふうに取り決められたのか、この文言に出てこない背景のお話をお聞きできればと思ひます。

○海江田国務大臣 科学的根拠のお話をする前に、その文書が交わされた経緯について若干お話をいたします。

これは、中国側からの提案によりまして、中国の商務部として、今度の大震災、大津波、そして原子力発電所、日本がこうむった大変大きな被害に対して何かお役に立てることがないだろうかというふうな発想も根底にあったことは事実でございます。

そしてその上で、今指摘のありました科学的根拠ということでございますが、私も、国際放射線防護委員会等における国際的な基準がございますから、この国際放射線防護委員会等における国際的な基準に沿った安全確保の取り組みを基準としているわけでございます。

○山内委員 ぜひ、この文言を根拠にして変な貿易障壁ができないようにウオッチをしていただければと思ひます。

それと、ちよつと時間がなくなつてきたので、通告していない、要望ということをお願いできればと思ひます。

今、震災復興特別委員会の参考人の意見陳述を聞いてきたんですけれども、地元の漁協の方、あるいは農協の方、商工会議所の方のお話を聞いていると、漁協の人がおっしゃつていたんですけれども、漁業者向けのいろいろな融資制度というのは、それなりにある、既存のものも、あるいは震災後も含めて、漁業者に対する融資は十分考慮してらつていて、ただ、漁協の人がおっしゃることは、水産加工業に対する融資制度などが不十分であつて、水産加工業がちゃんと再生しないと漁業もやはり再生できないというふうなお話をされておりました。

水産加工業になると恐らく経産省の領域になつてくると思ひます。既に経産省も、中小企業対策あるいは被災地の企業向けの融資制度、いろいろ

なものを考えていらつしやると思ひますが、特に、水産加工業のほか、地元の農業や漁業の復興に直接かわる分野に関しては、さらにもう一段優遇措置なんかをつくつてもいいんじゃないかと思ひますけれども、大臣、もし言葉を賜れば。

○中山大臣政務官 中小企業者に対して、もちろん加工業者も中小企業の方が大変多いわけでございますが、今いろいろな手だてを考へております。

特に、震災を直接受けた方と、または関連した方と、なるべく分けられないでできる限りお金を貸していただくことで、今の加工業者なんかは、実際に貸し工場みたいな形で私たちは今お話をさせていただきます。うちの職員の職員が行つたときも、今言つたような業者の方に囲まれていろいろ御相談をしたそうでございます。

今言つたことは、即、できる限り早く対応していきたいと思ひます。実はきのうも我々の部門会議で同じような質問がありましたので、早急に対応できるようにいたします。

○山内委員 前向きなコメントをありがとうございます。

それと、先ほど震災特委の参考人の意見陳述で農協の方がおっしゃつていたんですが、農産物を出荷するに当たつて、放射線の線量計が足りない、だから、ぜひ農協すべてに完備できるように配つてほしいということをおっしゃつていました。それを農水省がやるのか、経産省がやるのか、どこがやるにしても、政府として、ぜひ、そういう風評被害対策に科学的根拠をもつてこたえられるように、そういう措置もお願ひしたいと思ひます。通告していませんので、お願ひということ、もし何かあればお願ひします。特になければ結構です。

では、ちよつと時間も参りましたので、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○田中委員長 山内康一君の質疑は以上で終了いたしました。

たしました。

○田中委員長 次に、内閣提出、参議院送付、特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。海江田経済産業大臣。

特許法等の一部を改正する法律案
不正競争防止法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○海江田国務大臣 特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

まず、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

グローバル市場における競争が新興国を含めて激化する中、我が国企業の競争力を持続させていくためには、イノベーションを促進し、新たな技術や産業を生み出すための環境を整備することが急務となつております。

こうした中、技術の高度化や複雑化に伴い、社外の技術も活用して研究開発や製品化を行うオープンイノベーションが進展しており、これが要因となつてライセンス契約の重要性が増し、共同研究、共同開発が一般化するなど、知的財産制度をめぐる状況も変化しております。

また、中小企業等におけるイノベーションを促進するために知的財産制度の利便性を向上させることや、技術革新のスピードに対応して迅速的確に紛争を解決することも一層重要になつております。

こうした事情にかんがみ、知的財産の適切な保護、活用を実現するための制度を整備し、もつてイノベーションを通じて我が国経済の成長を実現

することを目的として、本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、ライセンスの提供を受けて行う事業活動の安定性を確保するため、ライセンスの提供を受けた者が、特許庁への登録をしなくても、特許権を譲り受けた者からの差しとめ請求等に対抗できることといたします。

第二に、真の発明者の適切な保護のため、真の発明者以外の者や共同発明者の一部のみによって特許権が取得されてしまった場合などに、発明者等が特許権をみずから返還請求できることといたします。

第三に、知的財産制度の利便性を向上するため、中小企業等に係る特許料の減免期間を延長する等、料金と手続の両面において、制度の見直しを行います。

第四に、知的財産をめぐる紛争を迅速的確に解決するため、無効審判等の紛争処理制度の見直しを行います。

続きまして、不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

経済のグローバル化が進展し、企業の国際的な競争が激化する中で、営業秘密やコンテンツといった知的財産は企業の競争力の源泉であり、ますますその保護の重要性が高まっております。

こうした状況の中で、営業秘密侵害罪の対象範囲が拡大された平成二十一年の不正競争防止法改正の際の附帯決議等においては、被害企業が、刑事訴訟手続において営業秘密の内容が公になることを恐れて告訴をちゅうちよする事態が生じており、早急に対応すべきとの指摘がなされております。

また、昨今、ゲーム機に付されているアクセスコントロールといった技術的制限手段を回避し、違法な海賊版ゲームソフトの使用を可能とする装置等が横行し、コンテンツを取り扱う事業者に甚大な被害が生じております。

これらの事情にかんがみ、刑事訴訟の審理において営業秘密の保護を図るための措置を講ずるとともに、技術的制限手段を回避する装置等に係る規律を強化することにより、営業秘密や技術的制限手段の一層の保護を図り、もって我が国の産業競争力を維持強化することを目的として、本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続を整備いたします。営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟の審理において営業秘密を適切に保護するために、裁判所が、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定や、別の呼称等を用いる決定を行うことができることとするともに、公判期日外において証人尋問等を行うことができることとする等の手続を整備いたします。

第二に、技術的制限手段を回避する装置等に係る規律を強化いたします。技術的制限手段を回避する機能のみならず、それ以外の機能を有する装置等であっても、実質的に技術的制限手段を回避する用途に用いるために譲渡するなどの行為を規制の対象に加えるとともに、こうした行為などに対して刑事罰を導入いたします。

以上が、両法律案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第三項中「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同条第六項中「第百二十六条第五項」を「第百二十六条第七項」に改める。

第十七条の四第一項中「第百三十四条の二第三項、第百三十四条の三第一項若しくは第二項又は第百五十三条第二項」を「第百三十四条の二第五項、第百三十四条の三、第百五十三条第二項又は第百六十四条の二第二項」に改め、同条第二項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十七条第一項第二号中「又は通常実施権」を削り、同項第三号中「専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改め、同項第四号中「又は仮通常実施権」を削る。

第二十八条第一項中「又は」を「第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたとき、又は」に改める。

第三十条第一項を削り、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「発明も」を「発明は」に、「前項と同様とする」を「同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内である政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内である政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、」を「行為に起因して」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「至つた発明」の下に「(発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。)」を加え、「第一項」とを「前項」とに改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第

一項又はを削り、「一に」を「いずれかに」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十四条第七項中「第三十九条第七項及び第八項」を「第三十九条第六項及び第七項」に改める。

第三十四条の二第七項中「次条第六項本文」を「次条第七項本文」に改める。

第三十四条の三第二項中「(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者とが異なる場合にあっては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)」を削り、同条第三項中「(当該仮通常実施権を許諾した者と当該専用実施権者とが異なる場合にあっては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)」を削り、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第六項本文」を「第七項本文」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「(以下この項において)ものとの特許出願に係る仮専用実施権」という。及び「(当該仮通常実施権を許諾した者と当該ものとの特許出願に係る仮専用実施権を有する者とが異なる場合にあっては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四十六条第一項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

9 意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)第五條の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第二項の規定による出願の変更があつたときは、

当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第三十四条の三第五項中「(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許出願に係る特許を受ける権利を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項若しくは前条第四項又は実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る第四十一条第一項の先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された発明に基づいて第四十一条第二項の規定による優先権の主張があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該優先権の主張を伴う特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第三十四条の五に見出しとして「(仮通常実施権の対抗力)」を付し、同条第一項中「その登録をしたときは、」を「その特許後に」に改め、「その後」を削り、「生ずる」を「有する」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の二第四項中「前条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書」を「同条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第

三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第二項に規定する期間内に当該翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で同項に規定する期間の経過後一年以内に限り、同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5 前項の規定により提出された翻訳文は、第二項に規定する期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第三十八条の二中「又は登録した仮通常実施権」を削り、「これらの者の」を「その」に改め

第三十九条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第四十一条第一項ただし書中「又は登録した仮通常実施権」を削り、「これらの者の」を「その」に改め、同条第二項中「第三十条第一項から第三項まで」を「第三十条第一項及び第二項に」及び「第二百二十六条第五項」を並びに「第二百二十六条第七項」に、「第二百三十四条の二第五項」を「第二百三十四条の二第九項」に改め、「昭和三十四年法律第二百二十五号」を削る。

第四十四条第二項ただし書及び第四項並びに第四十六条の二第二項ただし書中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第四十九条第七号中「発明者でない場合において、」を削り、「承継して」を「有して」に改める。

第六十五条第六項中「第百五条の二」まで「第百四条の三」まで、第百五条、第百五条の二に改める。

第六十七条の三第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「登録した」を削る。

(特許権の移転の特例)

第七十四条 特許が第二百三十三条第一項第二号に規定する要件に該当するとき(その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。又は同項第六号に規定する要件に該当するときは、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その特許権者に対し、当該特許権の移転を請求することができる。

2 前項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたときは、その特許権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。当該特許権に係る発明について第六十五条第一項又は第百八十四条の十第一項の規定による請求権についても、同様とする。

3 共有に係る特許権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、前条第一項の規定は、適用しない。

第七十五条 削除

第七十九条の次に次の一条を加える。

第七十九条 特許権の移転の登録前の実施による通常実施権(特許権の移転の登録前の実施による通常実施権)

第七十九条の二 第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録の際現にその特許権、その特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その特許権の移転の登録前に、特許が第百二十三条第一項第二号に規定する要件に該当すること(その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。又は同項第六号に規定する要件に該当すること)を知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

2 当該特許権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

第八十条第一項第三号中「第九十九条第一項の効力を有する」を削る。

第八十二条第一項中「意匠法第二十八条第三項において準用するこの法律第九十九条第一項の効力を有する」を削る。

第八十四条の次に次の一条を加える。

(通常実施権者の意見の陳述)

第八十四条の二 第八十三条第二項の請求があつたときは、その特許に関し通常実施権を有する者は、前条に規定する期間内に限り、その裁定の請求について意見を述べることができる。

第八十七条第一項中「及び当事者」を「当事者」に改め、「もの」の下に「及び第八十四条の二の規定により意見を述べた通常実施権者」を加える。

第九十条第二項、第九十二条第七項及び第九十三条第三項中「第八十四条」の下に「、第八十四条の二」を加える。

第九十九条に見出しとして「(通常実施権の対抗力)」を付し、同条第一項中「登録をしたときは、」を「発生後に」に改め、「その後」を削り、「生ずる」を「有する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第百四条の三第一項中「特許無効審判」の下に「により又は当該特許権の存続期間の延長登録が延長登録無効審判を加え、同条に次の一項を加える。

3 第百二十三条第二項ただし書の規定は、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防御の方法を提出することを妨げない。

第百四条の三の次に次の一条を加える。

(主張の制限)

第百四条の四 特許権若しくは専用実施権の侵

害又は第六十五条第一項若しくは第八十四条の十第一項に規定する補償金の支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定した後に、次に掲げる審決が確定したときは、当該訴訟の当事者であつた者は、当該終局判決に対する再審の訴え(当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。)において、当該審決が確定したことを主張することができない。

一 当該特許を無効にすべき旨の審決
二 当該特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決

三 当該特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決であつて政令で定めるもの

第九十九条中「次に掲げる者」を「特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者」に、「乏しい者として」を「考慮して」に、「第三年」を「第十年」に改め、同条各号を削る。

第一百二十二条の二第一項中「その責めに帰することができない理由により」を削り、「ときは、その理由がなくなつた日から十四日在外者にあつては、二月以内でその期間の経過後六月」を「ことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年」に改める。

第二百三十三条第一項第二号中「とき」の下に「(その特許が第三十八条の規定に違反してされた場合に於ては、第七十四条第一項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。)」を加え、同項第六号中「発明者でない者であつて」を削り、「承継しないもの」を「有しない者に改め、とき」の下に「(第七十四条第一項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。)」を加え、同項第八号

中「第三項から第五項まで(第三百三十四条の二第五項)」を「第五項から第七項まで(第三百三十四条の二第九項)」に改め、同条第二項ただし書中「利害関係人」を「当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者」に改める。

第二百二十五条の二第一項第二号中「登録した」を削る。
第二百二十六条第一項第三号中「明りよう」を「明瞭」に改め、同項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。

第二百二十六条第二項中「その審決」の下に「請求項ごとに請求がされた場合に於ては、その全ての審決」を加え、同項ただし書を削り、同条中第六項を第八項とし、第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をすることができ、この場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項(以下「一群の請求項」という)があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4 願書に添付した明細書又は図面の訂正をする場合であつて、請求項ごとに第一項の規定による請求をしようとするときは、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て(前項後段の規定により一群の請求項ごとに第一項の規定による請求をする場合に於ては、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項を含む一群の請求項の全て)について行わなければならない。

第三百三十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 訂正審判を請求する場合における第一項第

三号に掲げる請求の趣旨及びその理由は、経済産業省令で定めるところにより記載したものでなければならない。

第三百三十一条の二第二項ただし書中、「特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき、又は次項の規定による審判長の許可があつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき。

二 次項の規定による審判長の許可があつたものであるとき。

第三百三十三条第一項(第三百三十四条の二第九項)において準用する場合を含む。の規定により、当該請求書について補正をすべきことを命じられた場合において、当該命じられた事項についてされるとき。

第三百三十四条の二第二項中「次条第一項若しくは第二項又は第五百三十三條第二項」を「次条、第五百三十三條第二項又は第六百六十四條の二第二項」に改め、同項第三号中「明りよう」を「明瞭」に改め、同項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。

第三百三十四条の二第五項中「第二百二十六条第三項から第六項まで」を「第二百二十六条第四項から第八項まで」に、「第三百三十一条第一項及び第三項、第三百三十一条の二第二項並びに第三百三十二条第三項」を「第三百三十一条第一項、第三項及び第四項、第三百三十一条の二第二項、第三百三十二条第三項」に、「の規定」を「並びに第三百三十二条第一項、第三項及び第四項の規定」に、「第二百二十六条第五項」を「第二百二十六条第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。
7 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求

書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の四第一項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。この場合において、第一項の訂正の請求を第二項又は第三項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。

8 第五百五十五条第三項の規定により特許無効審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、第一項の訂正の請求は、当該請求項ごとに取り下げられたものとみなし、特許無効審判の審判事件に係る全ての請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る同項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみなす。

第三百三十四条の二第三項中「又は第五項」を「又は第九項」に、「第二百二十六条第三項から第五項まで」を「第二百二十六条第五項から第七項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができ、ただし、特許無効審判が請求項ごとに請求された場合にあつては、請求項ごとに同項の訂正の請求をしなければならない。

3 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

第三百三十四条の三の見出し中「判決等」を「判決」に改め、同条第一項中「同条第五項」を「同条第二項」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第五百五十五条に次の一項を加える。
4 請求項ごとに又は一群の請求項ごとに訂正審判を請求したときは、その請求の取下げは、その全ての請求について行わなければならない。

らない。

第五百六十六条第一項中「審判長は」の下に、「特許無効審判以外の審判においては」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「申立」を「申立て」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟した場合であつて第六百六十四条の二第一項の審決の予告をしないとき、又は同項の審決の予告をした場合であつて同条第二項の規定により指定した期間内に被請求人が第六百三十四条の二第一項の訂正の請求若しくは第六百七条の四第一項の補正をしないときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第六百六十四条の次に次の一項を加える。

(特許無効審判における特則)

第六百六十四条の二 審判長は、特許無効審判の事件が審決をするのに熟した場合において、審判の請求に理由があると認めるときその他の経済産業省令で定めるときは、審決の予告を当事者及び参加人にしなければならない。

2 審判長は、前項の審決の予告をするときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。

3 第六百五十七条第二項の規定は、第一項の審決の予告に準用する。

第六百六十五条中「同条第三項から第五項まで」を「同条第五項から第七項まで」に改める。

第六百六十七條中「何人も、」を削り、「確定審決の登録があつたときは」を「審決が確定したときは、当事者及び参加人は」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(審決の確定範囲)

第六百六十七條の二 審決は、審判事件ごとに確

定する。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより確定する。

一 請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合であつて、一群の請求項ごとに第六百三十四条の二第一項の訂正の請求がされた場合 当該一群の請求項ごと
二 一群の請求項ごとに訂正審判の請求がされた場合 当該一群の請求項ごと
三 請求項ごとに審判の請求がされた場合であつて、第一号に掲げる場合以外の場合 当該請求項ごと

第六百七十四條第一項中「第六百五十六條から第六百六十條まで」を「第六百五十六條第一項、第三項及び第四項、第六百五十七條から第六百六十條まで、第六百六十七條の二本文」に改め、同条第二項中「から第六百五十七條まで」を、「第六百五十五條第一項から第三項まで、第六百五十六條第一項、第三項及び第四項、第六百五十七條に」、「第六百六十八條を」から第六百六十八條までに改め、同条第三項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第六百五十六條を」及び第四項、第六百五十六條第一項、第三項及び第四項に改め、「第六百六十五條」の下に、「第六百六十七條の二」を加える。

第六百七十八條第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「請求書」の下に「又は第六百三十四條の二第一項の訂正の請求書」を加える。

第六百八十条の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条中「訴えの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 裁判所は、前項の場合において、訴えが請求項ごとに請求された特許無効審判又はその審判の確定審決に対する再審の審決に対するものであるときは、当該訴えに係る請求項を特定するために必要な書類を特許庁長官に送付しなければならない。

第六百八十一条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項」を「前項」に、「若しくは」

を「又は」に改め、「又は第二項の規定による審決の取消しの決定」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、審決の取消しの判決が、第六百三十四条の二第一項の訂正の請求がされた一群の請求項のうち一部の請求項について確定したときは、審判官は、審理を行うに際し、当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決を取り消さなければならない。

第六百八十一条第五項を同条第二項とする。

第六百八十二条を次のように改める。

(裁判の正本等の送付)
第六百八十二条 裁判所は、第六百七十九條ただし書に規定する訴えについて次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、それぞれ当該各号に定める書類を特許庁長官に送付しなければならない。

一 裁判により訴訟手続が完結した場合 各審級の裁判の正本

二 裁判によらないで訴訟手続が完結した場合 訴訟手続が完結した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類

以下この条において同じ」を加え、同条第三項中「次項」を「以下この条に改め、「範囲の翻訳文」の下に「以下「明細書等翻訳文」という。」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で国内書面提出期間の経過後一年以内に限り、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5 前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第六百八十四条の六第三項中「第四項」を「第六項」に改める。

第六百八十四条の九第一項中「の規定」を「又は第四項の規定」に、「第六百八十四条の四第一項ただし書」を「同条第一項ただし書」に、「出願審査の請求の後」を「出願審査の請求の後、第六百八十四条の四第四項の規定により明細書等翻訳文が提出された外国語特許出願については当該明細書等翻訳文の提出の後」に改め、同条第二項第五号中「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第六百八十四条の十一に次の一項を加える。

4 第一項に規定する者が、特許管理人により第六百八十四条の四第四項の規定による手続をしたときは、前二項の規定は、適用しない。

第六百八十四条の十二第二項中「第六百八十四条の四第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「同条第四項」を「同条第六項」に、「図面」を「図面」。第三十四條の二第一項及び第三十四條の三第一項において同じ。」に、「又は第四項」を「又は第六項」に改める。

第六百八十四条の十二の二中「第六百八十四条の四第一項」の下に「又は第四項」を加え、「又は仮通常実施権」を削る。

第六百八十四条の十四中「第三十條第一項又は第三項」を「第三十條第二項」に、「一」を「い」に、「に」、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第六百八十四条の十五第四項中「第六百八十四条の四第四項」を「第六百八十四条の四第六項」に、「第四十八條の四第四項」を「第四十八條の四第六項」に改める。

第六百八十四条の十六中「にあつては同項」の下に「又は同条第四項」を加える。

第六百八十四条の十七中「第六百八十四条の四第一項及び」を「第六百八十四条の四第一項又は第四

項及び」に改める。

第百八十四条の十九中「第百二十六条第三項」を「第百二十六条第五項」に改める。

第百八十五条中「第百二十六条第六項(第百三十四条の二第五項)を「第百二十六条第八項(第百三十四条の二第九項)に、「第百三十二条第一項」を「第百二十八条(第百三十四条の二第九項)において準用する場合を含む。」、第百三十二条第一項」に改める。

第百八十六条第一項中「(第三項において「証明等」という。)を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第百九十五条第九項第一号中「第三十九条第七項」を「第三十九条第六項」に改める。

第百九十五条の二中「次に掲げる者」を「自己の特許出願について出願審査の請求をする者」に、「に乏しい者として」を「を考慮して」に改め、「自己の特許出願について」を削り、同条各号を削る。

第百九十五条の四中「審判又は」を「審判若しくは」に改め、「請求書」の下に「又は第百三十四条の二第二項の訂正の請求書」を加える。

別表第十三号中「(その訂正の請求をすることにより、第百三十四条の三第四項の規定に基づき訂正審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。)」を削る。

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(仮通常実施権)

第四条の二 実用新案登録を受ける権利を有する者は、その実用新案登録を受ける権利に基づいて取得すべき実用新案権について、その実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

2 前項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について実用新案権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その実用新案権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

3 特許法第三十三条第二項及び第三項、第三十四条の三第四項から第六項まで及び第八項から第十項まで並びに第三十四条の五の規定は、仮通常実施権に準用する。この場合において、同法第三十四条の三第八項中「実用新案法第四條の二第一項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四十六條第一項」とあるのは「第一項又は前条第四項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について、実用新案法第十條第一項」と、同条第九項中「第四十六條第二項」とあるのは「実用新案法第十條第二項」と読み替えるものとする。

第七條第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第八條第一項ただし書中「又は登録した仮通常実施権」を削り、「これらの者の」を「その」に改め、同条第二項中「第三十條第一項から第三項まで」を「第三十條第一項及び第二項」に改める。

第十條第三項ただし書及び第八項中「第三十條第四項」を「第三十條第三項」に改め、同条第九項中「又は登録した仮通常実施権」を削り、「これらの者の」を「その」に改める。

第十一條第二項中「第三十三條第一項から第三項まで」を「第三十三條」に改める。

第十二條第一項中「第七項」を「第六項」に改める。

第十四條の二第二項第三号中「明りよう」を「明瞭」に改め、同項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。

のすること。

第十四條の二第七項ただし書中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第十七條の次に次の一条を加える。

(実用新案権の移転の特例)

第十七條の二 実用新案登録が第三十七條第一項第二号に規定する要件に該当するとき(その実用新案登録が第十一條第一項において準用する特許法第三十八條の規定に違反してされたときに限る。)又は第三十七條第一項第五号に規定する要件に該当するときは、当該実用新案登録に係る考案について実用新案登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その実用新案権者に対し、当該実用新案権の移転を請求することができる。

2 前項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録があつたときは、その実用新案権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。

3 共有に係る実用新案権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、第二十六條において準用する特許法第七十三條第一項の規定は、適用しない。

第十九條第三項中「登録の効果」を「通常実施権の対抗力」に改める。

第二十條第一項中「同項各号」を「同条第一項各号」に改め、同項第三号中「特許法第九十九條第一項の効力を有する」を削る。

第二十二條第七項及び第二十三條第三項中「第八十四條」の下に、「第八十四條の二」を加える。

第二十五條第四項を削る。

第二十六條中「による通常実施権」の下に、「第七十九條の二(特許権の移転の登録前の実施による通常実施権)」を加える。

第二十九條の三第一項ただし書中「第七項」を「第六項」に改める。

第三十條中「制限」の下に、「主張の制限」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百四條の四中「次に掲げる審決が確定した」とあるのは「第一号に掲げる審決が確定した又は第三号に掲げる訂正があつた」と、「当該審決が確定した」とあるのは「当該審決が確定した又は訂正があつた」と、同条第三号中「訂正をすべき旨の審決」とあるのは「実用新案法第十四條の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

第三十三條の二第二項中「その責めに帰することができない理由により」を削り、「ときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月」を「ことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年」に改める。

第三十七條第一項第二号中「第七項」を「第六項」に改め、「とき」の下に「(その実用新案登録が第十一條第一項において準用する同法第三十八條の規定に違反してされた場合にあつては、第十七條の二第二項の規定による請求に基づき、その実用新案登録に係る実用新案権の移転の登録があつたときを除く。)」を加え、同項第五号中「考案者でない者であつて」を削り、「承継しないもの」を「有しない者」に改め、「とき」の下に「(第十七條の二第二項の規定による請求に基づき、その実用新案登録に係る実用新案権の移転の登録があつたときを除く。)」を加え、同条第二項ただし書中「利害関係人」を「当該実用新案登録に係る考案について実用新案登録を受ける権利を有する者」に改める。

第四十一條中「第百五十六條」を「第百五十六條第一項、第三項及び第四項」に改め、「第百六十七條」の下に、「第百六十七條の二」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百五十六條第一項中「特許無効審判以外の審判においては、

を有する。

第三十条第一項第三号及び第三十二条第一項中「第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する」を削る。

第三十三條第七項中「第八十四条」の下に、「第八十四条の二」を加える。

第三十五条第四項を削る。

第四十一条中「制限」の下に、「主張の制限」を加える。

第四十二条第一項第二号中「第十年」を「二十年」に改め、同項第三号を削る。

第四十四条の二第一項中「その責めに帰することができない理由により」を削り、「ときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月」を「ことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年」に改める。

第四十八条第一項第一号中「特許法第二十五条を「同法第二十五条」に改め、「とき」の下に「（その意匠登録が第十五条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされた場合にあつては、第二十六条の二第二項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く）」を加え、同項第三号中「意匠の創作をした者でない者であつて」を削り、「承継しないもの」を「有しない者」に改め、「とき」の下に「（第二十六条の二第一項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く）」を加え、同条第二項ただし書中「利害関係人」を「当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者」に改める。

第五十二条中「第三百三十一條の二」の下に「第一項第三号及び」を加え、「第百五十六條から第百五十八條まで」を「第百五十六條第一項、第三項及び第四項、第百五十七條、第百五十八條」に改め、「において」の下に、「同法第百五十六條第一項中「特許無効審判以外の審判において

は、事件が」とあるのは「事件が」とを加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第五十八條第二項中「第百五十六條から第百五十八條まで、第百六十條を「第百五十六條第一項、第三項及び第四項、第百五十七條、第百五十八條、第百六十條、第百六十七條の二本文」に改め、同条第三項中「第百五十六條、第百五十七條」を「第百五十六條第一項、第三項及び第四項、第百五十七條、第百六十七條の二本文」に改める。

第五十九条第二項を次のように改める。

2 特許法第百七十八條第二項から第六項まで（出訴期間等）、第百七十九條（被告適格）、第百八十条第一項（出訴の通知等）及び第百八十条の二から第百八十二条まで（審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同条第二号中「訴えに係る請求項を特定するために必要な」とあるのは、「旨を記載した」と読み替えるものとする。

第六十一条第一項第二号中「又は通常実施権」を削り、同項第三号中、「専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改める。

第六十二条第一項中「の登録」の下に「又は第二十六条の二第二項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録」を加える。

（商標法の一部改正）

第四条 商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三條の十四」を「第四十三條の十五」に改める。

第四条第一項第九号中「特許庁長官が指定するもの」を「特許庁長官の定める基準に適合するもの」に改め、同項第十三号を次のように改める。

十三 削除

第四条第四項を削る。

第九条第一項中「特許庁長官が指定するもの」

を「特許庁長官の定める基準に適合するもの」に改める。

第十三條の二第五項中「第百四條の三から第百五條の二まで」を「第百四條の三第一項及び第二項、第百五條、第百五條の二に、「特許法第百六十八條第三項」を「同法第百六十八條第三項」に改める。

第二十一条第一項中「その責めに帰することができない理由により」を削り、「ときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）を「ことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月」に改める。

第三十一条第四項中「第九十七條第三項（放棄）並びに第九十九條第一項及び第三項（登録の效果）」を「及び第九十七條第三項（放棄）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次の二項を加える。

4 通常使用権は、その登録をしたときは、その商標権若しくは専用使用権又はその商標権についての専用使用権をその後に取得した者に対しても、その効力を生ずる。

5 通常使用権の移転、変更、消滅又は処分は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

第三十一条の二第四項中「において準用する特許法第九十九條第一項」を削る。

第三十三條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「において準用する特許法第九十九條第一項」を削る。

第三十三條の三第二項中「特許法第九十九條第一項の効力を有する」を削る。

第三十四條第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 通常使用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

（主張の制限）
第三十八條の二 商標権若しくは専用使用権の侵害又は第十三條の二第一項（第六十八條第一項において準用する場合を含む。）に規定する金銭の支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定した後に、次に掲げる審決又は決定が確定したときは、当該訴訟の当事者であつた者は、当該終局判決に対する再審の訴え当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。）においては、当該審決又は決定が確定したことを主張することができない。

一 当該商標登録を無効にすべき旨の審決
二 当該商標登録を取り消すべき旨の決定
第三十九條中「から第百五條の六まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限）」を「（具体的態様の明示義務）」、第百四條の三第一項及び第二項（特許権者等の権利行使の制限）、第百五條から第百五條の六まで（「」及び「を」並びに「」に改める。

第四章の二中第四十三條の十四を第四十三條の十五とし、第四十三條の十三の次に次の一項を加える。
（決定の確定範囲）
第四十三條の十四 登録異議の申立てについて

の決定は、登録異議申立事件ごとに確定する。ただし、指定商品又は指定役務ごとに申し立てられた登録異議の申立てについての決定は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。

第五十五條の二第二項ただし書中「次条第一項」を「第五十六條第一項」に改め、同条の次に次の一項を加える。

（審決の確定範囲）
第五十五條の三 審決は、審判事件ごとに確定する。ただし、指定商品又は指定役務ごと

に請求された第四十六条第一項の審判の審決は、指定商品又は指定役務」とに確定する。

第五十六条第一項中、「第三百三十一条の第二項の下に、(第二号及び第三号を除く。)」を加え、「第三百五十六条から第三百五十八条まで」を「第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条」に、「並びに第三百六十七條から第三百七十条まで」を、「第三百六十七條並びに第三百六十八條から第三百七十条まで」に、「第三百三十一条の第二項中」を「第三百三十一条の第二項第一号中」に、「同項第三号」を「前条第一項第三号」に改め、「について」と改め、又は次項の規定による審判長の許可があつたときを削り、「理由について」と改め、「理由」と改め、「又は登録異議申立人」との下に、「同法第五百五十六条第一項中、特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」とを加える。

第六十条の二第一項中「第四十三条の十四」を「第四十三条の十五」に、「及び第五百五十六条」を「並びに第五百五十六条第一項、第三項及び第四項」に改め、同条第二項中「第五十五条の二」の下に「及び第五十五条の三」を加え、同条第三項中「第五十六条の二」を「第五十五条の三及び第五十六条の二」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第五十五条の三の規定は、第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十一条中「第七十四条第二項中」の下に「第六百六十七條から第六百六十八條まで」とあるのは「第六百六十七條、第六百六十八條」とを加える。

第六十二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十八条第二項

中「第六百六十七條の二本文、第六百六十八條」とあるのは、「第六百六十八條」と読み替えるものとする。

第六十二条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十八条第三項中「第六百六十七條の二本文、第六百六十八條」とあるのは、「第六百六十八條」と読み替えるものとする。

第六十三条第二項前段を次のように改める。
特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七十九條から第八十二條まで(被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。

第六十五条の三第三項中「その責めに帰することができない理由により」を削り、「ときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)」を「ことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月」に改める。

第六十八条第三項中「第三十五条の下に」、第三十八条の二を加え、「第六十四条の三及び」を「第六十四条の三第一項及び第二項並びに」に改める。

附則第三条第三項を次のように改める。

3 書換登録の申請をすべき者は、前項に規定する期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内にその申請をすることができる。

附則第十六條第二項ただし書中「次条第一項」を「附則第十七條第一項」に改め、同条の次の一条を加える。

(審判の規定の準用)
第十六條の二、第五十五条の三の規定は、書換登録についての審判に準用する。

附則第十七條第一項中、「第三百三十一条の第二項」の下に「(第二号及び第三号を除く。)」を加え、「第三百五十六条から第三百五十八条まで」を「第三百五十六条第一項、第三項及び第四項、第三百五十七条、第三百五十八条」に、「並びに第三百六十七條から第三百七十条まで」を、「第三百六十七條並びに第三百六十八條から第三百七十条まで」に、「第三百三十一条の第二項中」を「第三百三十一条の第二項第一号中」に、「同項第三号」を「前条第一項第三号」に改め、「について」と改め、又は次項の規定による審判長の許可があつたときを削り、「理由について」と改め、「理由」と改め、「又は次項の規定による審判長の許可があつたとき」を削り、「理由について」と改め、「理由」と改め、「又は登録異議申立人」との下に、「同法第五百五十六条第一項中、特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」とに改める。

附則第十九條に次の一項を加える。

2 第五十五条の三の規定は、書換登録についての審判の確定審決に対する再審に準用する。

附則第二十條中「同条第二項中」の下に「第六百六十七條から第六百六十八條まで」とあるのは「第六百六十七條、第六百六十八條」とを加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

附則第二十一条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十八条第二項中「第六百六十七條の二本文、第六百六十八條」とあるのは、「第六百六十八條」と読み替えるものとする。

附則第二十二条第二項前段を次のように改める。

特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七十九條から第八十二條まで(被告適格、出訴の通知等、審決取

消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)
第五條 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「第十八條第一項第一号若しくは第二号、同条第二項又は同条第三項」を「第十八條第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)、第三項又は第四項」に改める。

第八條第四項中「実費を勘案して」を「七万八千円に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において」に改める。

第十二條第三項中「実費を勘案して」を「二万千円に当該請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において」に改める。

第十四條中「第十八條第一項第四号又は同条第三項」を「第十八條第二項同項の表三の項に掲げる部分に限る。又は第四項」に改める。

第十八條第一項中「次の各号に掲げる」を「第九條第十五條において準用する場合を含む。」の規定による請求をする」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「手数料及び」を「手数料並びに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第一号、第二号及び第四号」を「第二項の表の中欄」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「前項の表二の項の中欄」に、「同項」を「前項」に、「同号」を「同表二の項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

一	特許庁が国際調査をする国際出願をする者	一件につき十一万円
二	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者	一件につき一万三千元
三	国際予備審査の請求をする者	一件につき三万六千元

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正)

第六条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第三年」を「第十年」に改める。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正)

第七条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

「第五章 事業活動における知的財産権の活用」

目次 第一節 特許料の特例等(第五十五条―第五十七条) を「第五章 事業活動における知的財産権の活用(第五十五条―第七十一条)」に改める。

第二条第二十六項及び第二十七項を削る。

第三十条の十九第九項中「が電磁的記録」の下に「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)」を加える。

第五章第一節の節名を削り、第五十六条中「特許法」の下に「(昭和三十四年法律第二百一十一号)」を加え、「第三年」を「第十年」に改める。

第五章第二節の節名を削り、第五十八条から第七十一条までを次のように改める。

第五十八條から第七十一条まで 削除

(産業技術力強化法の一部改正)

第八条 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第三年」を「第十年」に改め、「掲げる者」の下に「であつて産業技術力の強化を図るために必要なものとして政令で定める要件に該当するもの」を加え、同項第一号

中「その特許発明(職務発明(特許法第三十五条第一項に規定するものをいう。以下同じ。))に限る。」の発明者である」を削り、同項第二号中「その特許発明が大学等研究者がした職務発明である場合において、その大学等研究者から特許を受ける権利を承継した当該」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「その特許発明が、以下この条において同じ。」及び「の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者(以下この条において「試験研究独立行政法人研究者」という。))がした職務発明である場合において、その試験研究独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「その特許発明が、以下この条において同じ。」及び「の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者(以下この条において「公設試験研究機関研究者」という。))がした職務発明である場合において、その公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継した当該

該公設試験研究機関」を削り、同号を同項第四号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「その特許発明が、以下この条において同じ。」及び「の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者(以下この条において「試験研究独立行政法人研究者」という。))がした職務発明である場合において、その試験研究独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人」を削り、同号を同項第五号とし、同項第九号から第十一号までを削り、同条第二項中「次に掲げる者」を「前項各号に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るために必要なものとして政令で定める要件に該当するもの」に改め、同項各号を削る。

第十八条第一項中「第三年」を「第十年」に改め、「次に掲げる者であつて」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「次に掲げる者であつて」を削り、同項各号を削る。

附則第三条第一項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同項第四号中「承認事業者」を「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四條第一項の承認を受けた者(同法第五條第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下この号において「承認事業者」という。))」に改める。

(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の一部改正)

第九条 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「限る。」の下に「又は当該特許発明を実施するために認定計画に従つて承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明」を加え、「第六年」を「第十年」に改め、「次に掲げる者であつて」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「限る。」の下に「又は当該発明を実施するために認定計画に従つて承継した特許を受ける権利に係る発明を加え、次に掲げる者であつて」を削り、同項各号を削る。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法以下「新特許法」という。第三十条の規定は、次項に規定する場合を除き、この法律の施行の日以後にする特許出願に係る発明について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願に係る発明については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日以後にする特許出願が新特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合であつて、当該優先権の主張の基礎とされた同項に規定する先の出願がこの法律の施行の日前にされたものであるときは、当該特許出願に係る発明のうち、当該先の出願に係る発明については、新特許法第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新特許法第三十四条の第三項、第三項、第六項及び第七項並びに第三十四条の五の規定は、この法律の施行の際現に存する仮通常実施権にも適用する。

4 新特許法第三十四条の三第五項の規定は、この法律の施行の日前に新特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張があつた場合については、適用しない。

5 この法律の施行の日前に仮通常実施権の移転、変更、消滅又は処分の制限に係る第一条の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。第三十四条の五第二項の登録がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

6 新特許法第三十六条の二第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧特許法第三十六条の二第三項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願には、適用しない。

7 この法律の施行の際現に特許庁に係属してい

る特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願の放棄若しくは取下げ又は当該特許出願を基礎とする新特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張に係る承諾については、新特許法第三十八条の二又は第四十一条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 新特許法第三十九条の規定は、この法律の施行の日以後にする特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

9 新特許法第四十九条、第七十四条、第四百三条第三項並びに第二百三十三条第一項第六号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後にする特許出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願については、なお従前の例による。

10 新特許法第六十七条の三第一項及び第二百二十五条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後にする特許権の存続期間の延長登録の出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許権の存続期間の延長登録の出願については、なお従前の例による。

11 新特許法第八十条第一項及び第九十九条の規定は、この法律の施行の際現に存する通常実施権にも適用する。

12 新特許法第八十二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。

13 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る旧特許法第九十九条第三項の登録(第七十条の規定による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「旧産活法」という。))第五十八条第二項の規定により旧特許法第九十九条第三項の登録があつたものとみなされた場合における当該

登録を含む。)がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

14 この法律の施行の日前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、新特許法第四百四条の三第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

15 新特許法第四百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。以下同じ。における同条第一号又は第三号に掲げる審決が確定したことの主張裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百十号)第四条の規定による改正後の特許法(以下「平成十六年改正特許法」という。))第四百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限り、及び新特許法第四百四条の四第二号に掲げる審決が確定したこと的主張(新特許法第四百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限り、)の訴えにおけるものに限り、)について適用する。

16 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料の減免又は猶予については、新特許法第九十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17 新特許法第二百二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新特許法第二百二条第四項から第六項までの規定により消滅したものの又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権について適用し、この法律の施行の日前に旧特許法第二百二条第四項から第六項までの

規定により消滅したものの又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権については、なお従前の例による。

18 この法律の施行の日前に請求された審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

19 この法律の施行の日前に請求された特許無効審判であつて、その審決が確定していないものに係る特許についての訂正審判については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

20 この法律の施行の日前に請求された審判の確定審決及びこの法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により請求される訂正審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

21 この法律の施行の日前にした旧特許法第二百二十六条第一項又は第二百三十四条の二第一項の訂正(この法律の施行の日以後にする第十八項又は第十九項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。))に係る特許の無効(旧特許法第二百三十三条第一項第八号に係るものに限り、)については、なお従前の例による。

22 新特許法第六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

23 新特許法第七十八条第一項及び第九十五条の四の規定は、この法律の施行の日以後に請求された特許無効審判に係る新特許法第三百三十三条第三項の規定によりされる新特許法第三百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定について適用し、この法律の施行の日前に請求された特許無効審判に係る旧特許法第三百三十三条第三項の規定によりされた旧特許法第三百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定に

ついては、なお従前の例による。

24 新特許法第八十一条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

25 新特許法第八十四条の四第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧特許法第八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願には、適用しない。

26 この法律の施行の日前に登録された通常実施権又は仮通常実施権に係る情報であつて旧特許法第八十六条第三項の規定により証明等を行わないものとされたものについての証明等については、新特許法第八十六条第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

27 新特許法別表第十三号の規定は、この法律の施行の日以後に請求される特許無効審判に係る手数料について適用し、施行の日前に請求された特許無効審判に係る手数料については、旧特許法別表第十三号の規定は、なおその効力を有する。

(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。))第四条の二第三項において準用する新特許法第三十四条の三第五項の規定は、この法律の施行の日前に新実用新案法第八十一条の規定による優先権の主張があつた場合については、適用しない。

2 新実用新案法第七条の規定は、この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願又は特許出願について適用し、この法律の施行の日前にした実用新案登録出願又は特許出願については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願を基礎とする新実用新案法第八十一条の規定による優

先権の主張又は当該特許出願に基づく新実用新案法第十条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、新実用新案法第八条第一項ただし書又は第十条第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第三十条の規定は、次項に規定する場合を除き、この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願に係る考案について適用し、この法律の施行の日前にした実用新案登録出願に係る考案については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願が新実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合であつて、当該優先権の主張の基礎とされた同項に規定する先の出願がこの法律の施行の日前にされたものであるときは、当該実用新案登録出願に係る考案のうち、当該先の出願に係る考案については、新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 新実用新案法第十七条の二、新実用新案法第三十条において準用する新特許法第四百四条の第三項並びに新実用新案法第三十七条第一項第五号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

7 新実用新案法第十九条第三項において準用する新特許法第九十九条及び新実用新案法第二十条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する通常実施権にも適用する。

8 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る第二条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第十九条第三項又は第二十五条第四項において準用する旧特許法第九十九条第三項の登録

（旧産業活法第五十八条第二項の規定により旧実用新案法第十九条第三項において準用する旧特許法第九十九条第三項の登録があつたものとみなされた場合における当該登録を含む。）がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

9 新実用新案法第二十六条において準用する新特許法第八十二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。

10 新実用新案法第三十条において準用する新特許法第四百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百二十号）第五条の規定による改正後の実用新案法第三十条において準用する平成十六年改正特許法第四百四条の第三項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。）における主張について適用する。

11 新実用新案法第三十三条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新実用新案法第三十三条第四項又は第五項の規定により消滅したものと又は初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権について適用し、この法律の施行の日前に旧実用新案法第三十三条第四項又は第五項の規定により消滅したものと又は初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権については、なお従前の例による。

12 この法律の施行の日前に請求された審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

13 この法律の施行の日前に請求された審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

14 この法律の施行の日前にした旧実用新案法第十四条の二第一項の訂正（この法律の施行の日以後にする第十二項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。）に係る実用新案登録の無効（旧実用新案法第三十七条第一項

第七号に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

15 新実用新案法第四十一条において準用する新特許法第六十七條の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

16 新実用新案法第四十七条第二項において準用する新特許法第八十一条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

17 新実用新案法第四十八条の四第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧実用新案法第四十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願には、適用しない。

18 この法律の施行の日前に登録された通常実施権に係る情報であつて旧実用新案法第五十五条第一項において準用する旧特許法第八十六条第三項の規定により証明等を行わなかつたものとされたものについての証明等については、新実用新案法第五十五条第一項において準用する新特許法第八十六条第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（意匠法の一部改正に伴う経過措置）
第四条 第三条の規定による改正後の意匠法以下「新意匠法」という。）第四条第二項、第九条、

第十七条及び第二十六条の二、新意匠法第四十一条において準用する新特許法第四百四条の第三項並びに新意匠法第四十八条第一項第三号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後にする意匠登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に特許庁に係属してい

る特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願に基づく新意匠法第十三条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、同条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新意匠法第二十八条第三項において準用する新特許法第九十九条及び新意匠法第三十条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する通常実施権にも適用する。

4 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る第三条の規定による改正前の意匠法（以下「旧意匠法」という。）第二十八条第三項又は第三十五条第四項において準用する旧特許法第九十九条第三項の登録がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

5 新意匠法第三十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。

6 新意匠法第四十一条において準用する新特許法第四百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百二十号）第六条の規定による改正後の意匠法第四十一条において準用する平成十六年改正特許法第四百四条の第三項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。）における主張について適用する。

7 この法律の施行の日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであつた登録料については、新意匠法第四十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 新意匠法第四十四条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権について適用し、この法律の施行の日前に

旧意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権については、なお従前の例による。

9 新意匠法第五十二条において準用する新特許法第六十七條の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 第四條の規定による改正後の商標法(以下「新商標法」という。)第九條第一項の規定は、この法律の施行の日以後にする商標登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした商標登録出願については、なお従前の例による。

2 新商標法第二十一條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法第二十四條第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権について適用し、この法律の施行の日前に第四條の規定による改正前の商標法(以下「旧商標法」という。)第二十條第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権については、なお従前の例による。

3 新商標法第三十三條の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に存する特許権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。

4 新商標法第三十八條の二(新商標法第六十八條第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え(裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二十号)第七條の規定による改正後の商標法(以下「平成十六年改正商標法」という。)第三十九條において準用する平成十六年改正特許法第四條の三第一項の規定(平成十六年改正商標法第十三條の二第五項(平成十六年改正商標法第六十八條第一項において準用する場合を含む。))及び平成十六年改正商標法第六

十八條第三項において準用する場合を含む。)が適用される訴訟事件に係るものに限る。)における主張について適用する。

5 新商標法第五十六條第一項及び附則第十七條第一項において準用する新特許法第六十七條の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法第四十六條第一項(新商標法第六十八條第四項において準用する場合を含む。)、新商標法第五十二條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第二項若しくは第五十三條第一項、新商標法第五十三條の二(新商標法第六十八條第四項において準用する場合を含む。))又は新商標法附則第十四條第一項(新商標法附則第二十三條において準用する場合を含む。)の審判の確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

6 新商標法第六十五條の三第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する出願の期間を経過する更新登録の出願について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法第六十五條の三第二項に規定する出願の期間を経過している更新登録の出願については、なお従前の例による。

7 新商標法附則第三條第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する申請の期間を経過する書換登録の申請について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第三條第二項に規定する申請の期間を経過している書換登録の申請については、なお従前の例による。

8 新商標法附則第二十三條において準用する新商標法附則第三條第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法附則第二十三條において準用する新商標法附則第三條第二項に規定する申請の期間を経過する防護標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請について適用

し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第二十三條において準用する旧商標法附則第三條第二項に規定する申請の期間を経過している防護標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請については、なお従前の例による。

9 第二項及び第六項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる手続に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六條 第五條の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下「新国際出願法」という。)第八條第四項及び第十八條第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定は、この法律の施行の日以後にする国際出願について適用し、この法律の施行の日前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法第十二條第三項の規定は、新国際出願法第十八條第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。)に規定する手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五條の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八條第一項に規定する手数料(同項第四号に掲げる者が納付すべき手数料に限る。)がこの法律の施行の日前に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願については、なお従前の例による。

3 新国際出願法第十八條第二項の規定は、国際予備審査の請求につき、この法律の施行の日以後に同項に規定する手数料を納付する者について適用する。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

許料又は同日前に納付すべきであつた特許料の減免又は猶予については、第六條の規定による改正後の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十三條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料の減免又は猶予については、第七條の規定による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 旧産活法第六十九條第一項の規定により手数料を納付した者による過誤納の手数料の返還については、なお従前の例による。

(産業技術力強化法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料の減免又は猶予については、第八條の規定による改正後の産業技術力強化法第十七條第一項及び第十八條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十條 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料の減免又は猶予については、第九條の規定による改正後の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第九條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十二條 印紙をもつてする歳入金納付に関する

二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。 三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項(第三号を除く。)及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。 四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。 五 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。 2 前項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができ 3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければなら	
二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。 二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで(第四十条の二第九項において準用する場合を含む。)又は第四十条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。 三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項(第三号を除く。)及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。 四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。 五 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。 2 前項の審判は、何人も請求することができ。ただし、実用新案登録が同項第一号に該当すること(その実用新案登録が第九条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は前項第四号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができ。 3 第一項の審判は、実用新案権の消	
第三十九条から第四十一条まで 第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。 一 実用新案登録請求の範囲の減縮 二 誤記の訂正 三 明瞭でない記載の釈明 2 前項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。 3 第一項第一号の場合は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができ 4 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。	
第三十九条 実用新案権者は、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。 一 実用新案登録請求の範囲の減縮 二 誤記の訂正 三 明瞭でない記載の釈明 四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。 2 前項の審判は、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属した時からその審決(請求項ごとに請求がされた場合にあつては、その全ての審決)が確定するまでの間は、請求することができない。 3 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項(以下「一群の請求項」という。)があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。	

(訂正の無効の審判) 第四十条 願書に添付した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて	4 願書に添付した明細書のうち第五条第三項第一号から第三号までに掲げる事項又は図面の訂正をする場合であつて、請求項ごとに第一項の規定による請求をしようとするときは、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て(前項後段の規定により一群の請求項ごとに第一項の規定による請求をする場合にあつては、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項を含む一群の請求項の全て)について行わなければならない。 5 第一項の明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。 6 第一項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。 7 第一項ただし書第一号に掲げる事項を目的とする訂正は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならない。 8 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。	
(答弁書の提出等) 第四十条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えな	2 審判を請求することができる。 第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。 2 審判長は、第四十一条において準用する特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第一条の規定による改正後の特許法(以下「平成二十三年改正特許法」という。)第三百三十一条の第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。 3 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。 4 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。 (訂正の請求) 第四十条の二 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条又は第四十一条において準用する特許法第五百三十三条第二項若しくは平成二十三年改正特許法第六百六十四条の二第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。 一 実用新案登録請求の範囲の減縮 二 誤記の訂正 三 明瞭でない記載の釈明 四 他の請求項の記載を引用する請	

求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。

2 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。ただし、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判が請求項ごとに請求された場合にあつては、請求項ごとに前項の訂正の請求をしなければならない。

3 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4 審判長は、第一項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。

5 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第九項において読み替えて準用する第三十九条第五項から第七項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

6 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。

7 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書又は図面について第五十五条第二項において読み替えて準用する特許法第十七条第一項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。この場合において、第一項の訂正の請求を第二項又は第三項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。

8 第四十一条において準用する平成二十三年改正特許法第五十五条第三項の規定により第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、第一項の訂正の請求は、当該請求項ごとに取り下げられたものとみなし、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の審判事件に係る全ての請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る第一項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみなす。

9 第三十九条第四項から第八項まで、特許法第二百二十七条、第二百二十八条並びに第二百三十二条第三項及び第四項並びに平成二十三年改正特許法第三百三十一条第一項、第三項及び第四項、第三百三十一条の二第一項並びに第三百三十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第三十九条第七項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求がされていない請求項に係る」と読み替へる。

第四十五条 、第七百七十四条(審判の規定等の準用)及び第七百七十六条(再審の請求登録前の実施による通常実施権)	(特許法の準用) 第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百十条から第七百七十条まで(審判の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。	る第一項ただし書第一号」と読み替えるものとする。 (取消しの判決があつた場合における訂正の請求) 第四十条の三 審判長は、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の審決(審判の請求に理由がないとするものに限る。)に対する第四十七条第二項において準用する平成二十三年改正特許法第八十一条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第二項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。																		
及び第七百七十六条(再審の請求登録前の実施による通常実施権)並びに平成二十三年改正特許法第七百七十四条審	(特許法の準用) 第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百十二条、第三百三十五条から第七百七十条まで、第七百七十一条から第七百七十三条まで、第七百七十四条第一項、第七百七十六条及び第七百七十八条から第七百七十九条まで並びに平成二十三年改正特許法第三十一条、第三百三十一条の二、第三百三十三条、第三百五十五条、第三百五十六条、第三百六十四条の二、第三百六十七条及び第七百六十七条の二(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1380 1213 1444 2143"> 第四十七条 第一項 </td><td data-bbox="1300 1213 1380 2143"> 審判又は再審の請求書 </td><td data-bbox="1300 1735 1444 2143"> 判の規定等の準用) 審判若しくは再審の請求書又は第四十条の二第一項の訂正の請求書 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1220 1213 1300 2143"> 第四十七条 第二項 </td><td data-bbox="1077 1213 1300 2143"> 特許法第七百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七百七十九条から第八十二条まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付) </td><td data-bbox="1077 1735 1300 2143"> 特許法第七百七十九条(被告適格)並びに平成二十三年改正特許法第七百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)並びに第八十条、第八十一条及び第八十二条(出訴の通知等、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付) </td></tr> <tr> <td data-bbox="997 1213 1077 2143"> 第四十八条 の十二第二項 </td><td data-bbox="933 1213 1077 2143"> 第三十九条第四項中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」と </td><td data-bbox="933 1735 1077 2143"> 第三十九条第二項及び第八項中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」と </td></tr> <tr> <td data-bbox="853 1213 933 2143"> 第四十八条 の十二第三項 </td><td data-bbox="790 1213 933 2143"> 第三十七条第二項及び第三項の規定並びに特許法第八十四条の十五第二項及び第四項(国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判) </td><td data-bbox="790 1735 933 2143"> 第三十七条第一項後段、第三項及び第四項の規定並びに特許法第八十四条の十五第四項 </td></tr> <tr> <td data-bbox="710 1213 790 2143"> 第五十条の二 </td><td data-bbox="630 1213 790 2143"> 第三十七条第二項第四十条第二項及び第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。、第三十九条第四項、第四十一条において準用する特許法第七百二十五条 </td><td data-bbox="630 1735 790 2143"> 第三十七条第三項第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。、第三十九条第八項(第四十条の二第九項において準用する場合を含む。)、第四十条の二第九項及び第四十一条において準用する特許法第七百二十八条、第四十一条において準用する特許法第七百二十五条 </td></tr> <tr> <td data-bbox="550 1213 630 2143"> 第五十五条 第二項 </td><td data-bbox="550 1213 630 2143"> 準用する。 </td><td data-bbox="550 1735 630 2143"> 準用する。この場合において、同法第七十七条第一項ただし書中「及び請求公 </td></tr> </table>	第四十七条 第一項	審判又は再審の請求書	判の規定等の準用) 審判若しくは再審の請求書又は第四十条の二第一項の訂正の請求書	第四十七条 第二項	特許法第七百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七百七十九条から第八十二条まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付)	特許法第七百七十九条(被告適格)並びに平成二十三年改正特許法第七百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)並びに第八十条、第八十一条及び第八十二条(出訴の通知等、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)	第四十八条 の十二第二項	第三十九条第四項中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」と	第三十九条第二項及び第八項中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」と	第四十八条 の十二第三項	第三十七条第二項及び第三項の規定並びに特許法第八十四条の十五第二項及び第四項(国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判)	第三十七条第一項後段、第三項及び第四項の規定並びに特許法第八十四条の十五第四項	第五十条の二	第三十七条第二項第四十条第二項及び第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。、第三十九条第四項、第四十一条において準用する特許法第七百二十五条	第三十七条第三項第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。、第三十九条第八項(第四十条の二第九項において準用する場合を含む。)、第四十条の二第九項及び第四十一条において準用する特許法第七百二十八条、第四十一条において準用する特許法第七百二十五条	第五十五条 第二項	準用する。	準用する。この場合において、同法第七十七条第一項ただし書中「及び請求公
第四十七条 第一項	審判又は再審の請求書	判の規定等の準用) 審判若しくは再審の請求書又は第四十条の二第一項の訂正の請求書																		
第四十七条 第二項	特許法第七百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七百七十九条から第八十二条まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付)	特許法第七百七十九条(被告適格)並びに平成二十三年改正特許法第七百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)並びに第八十条、第八十一条及び第八十二条(出訴の通知等、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)																		
第四十八条 の十二第二項	第三十九条第四項中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」と	第三十九条第二項及び第八項中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」と																		
第四十八条 の十二第三項	第三十七条第二項及び第三項の規定並びに特許法第八十四条の十五第二項及び第四項(国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判)	第三十七条第一項後段、第三項及び第四項の規定並びに特許法第八十四条の十五第四項																		
第五十条の二	第三十七条第二項第四十条第二項及び第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。、第三十九条第四項、第四十一条において準用する特許法第七百二十五条	第三十七条第三項第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。、第三十九条第八項(第四十条の二第九項において準用する場合を含む。)、第四十条の二第九項及び第四十一条において準用する特許法第七百二十八条、第四十一条において準用する特許法第七百二十五条																		
第五十五条 第二項	準用する。	準用する。この場合において、同法第七十七条第一項ただし書中「及び請求公																		

第五十五条 第六項		特許法第九十五条の三(行政不服審査法による不服申立ての制限)の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定	平成二十三年改正特許法第九十五条の四(行政不服審査法による不服申立ての制限)の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判若しくは再審の請求書又は第四十条の二第一項の訂正と読み替えるものとする。
別表第五号	登録異議の申立て(請求公告に係る異議の申立てを含む。)をする者	登録異議の申立てをする者	
別表第九号	審判又は再審を請求する者	審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者	

(平成五年改正法の一部改正に伴う経過措置)
第二十條 この法律の施行の日前に請求された附則第十七條の規定による改正前の平成五年旧実用新案法以下「旧平成五年旧実用新案法」という。(第三十七條第一項、第三十九條第一項若しくは第四十八條の十二第一項の審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。)

2 この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判であつて、その審決が確定していないものに係る実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについての審判(次項において「訂正の審判」という。)については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七條第一項、第三十九條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判の確定審決及びこの法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により請求される訂正の審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日前にした旧平成五年旧実用新案法第三十九條第一項又は第四十条の二第一項の規定による訂正(この法律の施行の日以後にする第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む)に係る実用新案登録の無効(旧平成五年旧実用新案法第三十七條第一項第二号の二に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

5 前條の規定による改正後の平成五年改正法附則第四條第二項において読み替えられた新平成五年旧実用新案法(以下「読替え後の新平成五年旧実用新案法」という。)第四十一條において準用する新特許法第六十七條の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

6 新平成五年旧実用新案法第四十七條第一項及び読替え後の新平成五年旧実用新案法第五十五条第六項において準用する新特許法第九十五条の四の規定は、この法律の施行の日以後に請求された新平成五年旧実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判に係る読替え後の新平成五年旧実用新案法第四十一條の規定によりされる新平成五年旧実用新案法第三十七條の二第一項の訂正の請求書の却下の決定について適用し、この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判に係る旧

平成五年旧実用新案法第四十一條において準用する旧特許法第三百三十三條第三項の規定によりされた旧平成五年旧実用新案法第四十条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定については、なお従前の例による。

7 読替え後の新平成五年旧実用新案法第四十七條第二項において準用する新特許法第八十一条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十七條第一項、第三十九條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七條第一項、第三十九條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

8 新平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判に係る手数料について適用し、施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判に係る手数料については、旧平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、なおその効力を有する。

(平成八年商標法等改正法の一部改正)
第二十一条 商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
附則第五條第四項中「において準用する新特許法第九十九條第一項」を削る。
附則第十六條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「において準用する新特許法第九十九條第一項」を削る。
(平成十五年改正法の一部改正)
第二十二條 特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
附則第二條第四項中「第五條」を「特許法等の

一部を改正する法律(平成二十三年法律第
号)第五条に、「第十八条第四項」を「第十八
条第五項」に改める。

(平成十八年意匠法等改正法の一部改正)

第二十三条 意匠法等の一部を改正する法律(平
成十八年法律第五十五号)の一部を次のように
改正する。

附則第七條第二項を削り、同条第三項を同条
第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(調整規定)

第二十四条 この法律の施行の日が産業活力の再
生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一
部を改正する法律(平成二十三年法律第
号)の施行の日前である場合には、第七條のう
ち産業活力の再生及び産業活動の革新に関する
特別措置法第二條第二十六項及び第二十七項を
削る改正規定中「第二條第二十六項及び第二十
七項」とあるのは、「第二條第二十七項及び第二
十八項」とする。

2 前項の場合において、産業活力の再生及び産
業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正
する法律のうち産業活力の再生及び産業活動の
革新に関する特別措置法第二條第二十一項を
第二十二項とし、第二十二項から第二十六項ま
でを一項ずつ繰り上げ、同条第二十七項中「す
べての」を「全ての」に改め、同項を同条第二十
六項とし、同条第二十八項を同条第二十七項とす
る改正規定中「繰り上げ、同条第二十七項中「す
べての」を「全ての」に改め、同項を同条第二十
六項とし、同条第二十八項を同条第二十七項と
する」とあるのは、「繰り上げる」とする。

理由

我が国の経済成長を支える新たな技術や産業の
創出を促進するため、通常実施権の登録対抗制度
の見直し、中小企業に係る特許料金の減免制度の
拡充、冒認出願等に関する救済措置の整備、無効
審判等の紛争処理制度の見直し等、知的財産の適
切な保護及び活用を図るための措置を講ずる必要

がある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

不正競争防止法の一部を改正する法律案

不正競争防止法の一部を改正する法律

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一
部を次のように改正する。

第一条の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 差止請求、損害賠償等(第三条―第十
五条)

第三章 国際約束に基づく禁止行為(第十六
条―第十八条)

第四章 雑則(第十九条・第二十条)

第五章 罰則(第二十一条・第二十二条)

第六章 刑事訴訟手続の特例(第二十三条―第
三十一条)

附則

第一章 総則

第二条第一項第十号及び第十一号中「いる影像
若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は
影像、音若しくはプログラムの記録」の下に「(以
下この号において「影像の視聴等」という。)」を加
え、「機能のみを」「機能」に改め、「組み込んだ機
器」の下に「及び当該装置の部品一式であつて容易
に組み立てることができるもの」を、「行為」の下
に「当該装置又は当該プログラムが当該機能以外
の機能を併せて有する場合にあつては、影像の視
聴等を当該技術的制限手段の効果を防げることによ
り可能とする用途に供するために行うものに限
る。」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第二章 差止請求、損害賠償等

第十五条の次に次の章名を付する。

第三章 国際約束に基づく禁止行為

第十八条の次に次の章名を付する。

第四章 雑則

第十九条第一項中「第二項第六号」を「第二項第
七号」に改める。

第二十条の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第二十一条第二項中第六号を第七号とし、第五
号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の
次に次の号を加える。

四 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術
的制限手段を用いている者に損害を加える目
的で、第二條第一項第十号又は第十一号に掲
げる不正競争を行った者

第二十一条第三項中「前項第五号」を「前項第六
号」に改め、同条第五項中「第二項第五号」を「第
二項第六号」に改め、同条第六項中「第二項第六号」
を「第二項第七号」に改める。

第二十二條第二項中「第二項第五号」を「第二項
第六号」に改める。

本則に次の一章を加える。

第六章 刑事訴訟手続の特例
(営業秘密の秘匿決定等)

第二十三条 裁判所は、第二十一条第一項の罪又は
前条第一項(第二十一条第一項第一号、第二
号及び第七号に係る部分に限る。)の罪に係る事
件を取り扱う場合において、当該事件の被害者
若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの
者から委託を受けた弁護士から、当該事件に係
る営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特
定させることとなる事項を公開の法廷で明らか
にされたくない旨の申出があるときは、被告人
又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとき
は、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷
で明らかにしない旨の決定をすることができ
る。

2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなけ
ればならない。この場合において、検察官は、
意見を付して、これを裁判所に通知するものと
する。

3 裁判所は、第一項に規定する事件を取り扱う
場合において、検察官又は被告人若しくは弁護
人から、被告人その他の者の保有する営業秘密
を構成する情報の全部又は一部を特定させるこ
ととなる事項を公開の法廷で明らかにされたく
ない旨の申出があるときは、相手方の意見を聴
き、当該事項が犯罪の証明又は被告人の防御の
ために不可欠であり、かつ、当該事項が公開の
法廷で明らかにされることにより当該営業秘密
に基づく被告人その他の者の事業活動に著しい
支障を生ずるおそれがあると認める場合であ
つて、相当と認めるときは、その範囲を定めて、
当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決
定をすることができ
る。

4 裁判所は、第一項又は前項の決定(以下「秘匿
決定」という。)をした場合において、必要があ
ると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護
人の意見を聴き、決定で、営業秘密構成情報特
定事項(秘匿決定により公開の法廷で明らかに
しないこととされた営業秘密を構成する情報
の全部又は一部を特定させることとなる事項
をいう。以下同じ。)に係る名称その他の表現に
代わる呼称その他の表現を定めることができ
る。

5 裁判所は、秘匿決定をした事件について、営
業秘密構成情報特定事項を公開の法廷で明らか
にしないことが相当でないと認めるに至つたと
き、又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三
十一号)第三百二十二条の規定により罰条が撤回
若しくは変更されたため第一項に規定する事件
に該当しなくなったときは、決定で、秘匿決定
の全部又は一部及び当該秘匿決定に係る前項の
決定(以下「呼称等の決定」という。)の全部又は
一部を取り消さなければならぬ。

(起訴状の朗読方法の特例)

第二十四条 秘匿決定があつたときは、刑事訴訟
法第二百九十一条第一項の起訴状の朗読は、営
業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法
でこれを行うものとする。この場合において
は、検察官は、被告人に起訴状を示さなければ
ならない。

(尋問等の制限)

第二十五条 裁判長は、秘匿決定があつた場合に

において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができ、訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とする。

2 刑事訴訟法第二百九十五条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護士がこれに従わなかった場合について準用する。

(公判期日外の証人尋問等)

第二十六条 裁判所は、秘匿決定をした場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人を尋問するとき、又は被告人が任意に供述をするときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の尋問若しくは供述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密構成情報特定事項にわたり、かつ、これが公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づき被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期日外において当該尋問又は刑事訴訟法第三十一条第二項及び第三項に規定する被告人の供述を求める手続をすることができ、

2 刑事訴訟法第二百九十五条第一項及び第二項、第二百九十五条第二項及び第三項、第二百九十五条第一項、第二百九十五条第二項、第二百九十五条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、同法第二百九十五条第一項、第二百九十五条第三項及び第二百九十五条第一項中「被告人又は弁護士」とあるのは「弁護士、共同被告人又はその弁護士」と、同法第二百九十五条第二項中「被告人及び弁護士」とあるのは

「弁護士、共同被告人及びその弁護士」と、同法第二百九十五条第二項中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の期日」と、同法第二百九十五条第四項中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の日時及び場所」と、同法第二百九十五条中「証人その他の者の尋問、検証、押収及び捜索の結果を記載した書面並びに押収した物」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の結果を記載した書面」と、「証拠書類又は証拠物」とあるのは「証拠書類」と読み替えるものとする。

(尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令)

第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護士に対し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができ、

(証拠書類の朗読方法の特例)

第二十八条 秘匿決定があつたときは、刑事訴訟法第二百九十五条第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。

(公判前整理手続等における決定)

第二十九条 次に掲げる事項は、公判前整理手続及び期日間整理手続において行うことができる。

- 一 秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれらの決定を取り消す決定をすること。
- 二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被告人の供述を求める手続を公判期日外において

とする旨を定めること。

(証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請)

第三十条 検察官又は弁護士は、第二十三条第一項に規定する事件について、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、第二十三条第一項又は第三項に規定する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が明らかにされることにより当該営業秘密に基づき被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、当該事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者の被告人を含むに知られないようにすること

を求めることができる。ただし、被告人に知られないようにすることを求めることについては、当該事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限り、

2 前項の規定は、検察官又は弁護士が刑事訴訟法第二編第三章第二節第一款第二目(同法第二百九十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による証拠の開示をする場合について準用する。

(最高裁判所規則への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、第二十三条から前条までの規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第十一条第一項」を

「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第二項第七号」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第三条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「から第四号まで若しくは第六号」を「から第五号まで若しくは第七号」に改める。

(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「第十三条」を削る。

附則第四条を次のように改める。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十五条 削除

理由

近年の技術革新の著しい進展や我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大等に鑑み、技術的制限手段の保護及び事業者が保有する営業秘密の保護を一層強化するため、技術的制限手段の保護の対象範囲を拡大し、技術的制限手段の効果を妨げる装置の譲渡等に係る処罰規定を整備するとともに、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟の審理において、営業秘密の保護を図るための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十三年六月六日印刷

平成二十三年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D